

ごみ処理基本計画

平成26年3月

蒲 郡 市

目 次

第1章 計画概要	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間及び目標年度	5
第4節 計画の対象	5
第5節 計画の点検、見直し、評価	6
第2章 基礎的事項	7
第1節 地域の概況	7
第2節 人口の概況	8
1. 人口の推移	8
2. 年齢別人口	9
第3節 産業の概況	10
第4節 将来計画等	11
1. 第4次蒲郡市総合計画	11
2. 東三河ごみ焼却施設広域化計画	13
第3章 ごみ処理基本計画	14
第1節 ごみ処理行政の沿革	14
第2節 ごみ処理の概要	15
1. ごみ収集の状況	15
2. ごみ処理フロー	16
3. ごみ排出量の実績	18
4. ごみの性状	21
第3節 資源化の状況	23
第4節 収集・運搬の現状	24
1. 計画収集区域	24
2. 収集・運搬体制	24
第5節 中間処理・最終処分の現状	25
1. 中間処理施設の概要と処理量の推移	25
2. 最終処分場の概要と処分量の推移	28
3. ごみ処理費用の現状	30
第6節 廃棄物処理システムによる比較評価	31
1. 国及び県との比較	31
2. 類似団体との比較	31

第7節	ごみ処理の課題	33
1.	ごみの排出量に関する課題	33
2.	収集・運搬に関する課題	33
3.	中間処理に関する課題	34
4.	最終処分に関する課題	34
第8節	人口及びごみ量等の設定	35
1.	計画条件の設定方法	35
2.	人口の推計	36
3.	ごみ発生量の推計	37
第9節	減量化・資源化目標	38
1.	国の目標	38
2.	愛知県の目標	40
3.	蒲郡市の目標	41
第10節	排出抑制・資源化の基本フレーム	42
1.	基本方針	42
2.	現行の排出抑制・資源化の施策	44
第11節	ごみの排出抑制・資源化	45
第12節	ごみの適正処理	52
1.	収集・運搬計画	52
2.	中間処理計画	52
3.	最終処分計画	52
第13節	ごみの処理施設整備	53
第14節	その他ごみ処理に関し必要な事項	53
1.	不法投棄対策の強化	53
2.	一般廃棄物処分業許可と適正処理困難物への対応	53
3.	一般廃棄物収集運搬業の許可	54
4.	地球温暖化防止に関する対応	54

第 1 章 計画概要

第 1 節 計画策定の背景と目的

高度成長期時代に確立された大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、私たちの生活を便利で快適なものとしましたが、結果として地球温暖化や酸性雨など、地球規模での深刻な環境問題を引き起こすこととなりました。

これらの問題に対応するため、国や県では、ごみの削減により環境負荷を低減するだけに留まらず、環境と経済が両立した新たな循環型経済システム（循環型社会）の構築を推進しており、廃棄物に関する考え方が、「効率よく、安全に処理・処分する」から「生産・流通・消費の各段階から廃棄物の発生・排出を抑制する」という考え方に変わってきています。

国では、環境基本法や循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、容器包装リサイクル法や家電リサイクル、食品リサイクルなどの各種リサイクル法が施行され、廃棄物に係る法律を体系化し、各法律を一体化して運用することにより、循環型社会の実現に向けてより効果のある取り組みを進めていくものとしています。

また、愛知県においても、循環型社会の構築を目指し、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3R（スリーアール）の推進や、ものづくり県としての先導的な循環ビジネスの促進、適正処理の推進、廃棄物処理施設の整備などに関する基本的な方向を定めるため、平成 24 年 3 月に、一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とした「愛知県廃棄物処理計画（平成 24 年度～28 年度）」を策定しています。

その他、愛知県環境基本条例に基づき、「自然の叡智に学ぶ持続可能な循環型社会づくり」を目標に、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として「第 3 次愛知県環境基本計画」（平成 20 年 3 月）を策定し、また、「ごみ焼却処理施設広域化」の推進を図るため、「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成 21 年 3 月）を策定しています。

第 2 次愛知県広域化計画では、焼却能力 300 t / 日以上となることを基準として県内を 13 ブロックに区割りしており、ブロック毎にごみ処理の広域化を目指すものとなっています。蒲郡市（以下「本市」といいます。）は、豊川市、新城市、北設楽郡設楽町、同東栄町、同豊根村、長野県下伊那郡根羽村（北設楽郡 3 町村とごみ処理に係る広域行政を行っており、これを今後も継続するため）とともに、東三河ブロックに位置づけられています。

東三河ブロックを構成する構成市町村は、平成 24 年 3 月に「東三河ごみ焼却施設広域化計画」を策定し、ごみ焼却処理の広域化を具体的に推進していく方針です。

そうした中、本市では、平成 9 年度に「ごみ処理基本計画」を策定しており、ごみの減量化・再生利用に努めるとともに、排出されたごみについては、本市の中間処理施設や最終処分場において適正な処理・処分を行ってきました。

しかしながら、近年では、廃棄物問題は地域の環境のみならず、地球規模の環境問題であるという認識に基づき、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、3R だけではなく、ごみになるものを拒否する（リフューズ）、修理しながら使い続ける（リペア）を加えた 5R を基本として、将来的にも持続可能な循環型社会の構築を推進しています。

また、廃棄物の減量化や資源化だけに留まらず、効率的かつ安全で適正な資源の活用を図るため、広域的なごみ処理なども検討していく必要があります。

本市においても、国や県の施策をはじめ、このような社会情勢の変化に対応するため、また、将来的にも一般廃棄物の処理を継続的に実施することにより、「循環型社会」の形成を目指すため、新たな一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を策定するものです。

第 2 節 計画の位置付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する計画として「一般廃棄物処理計画」を定めなければならないと規定されています。

また、廃棄物処理法施行規則第 1 条の 3 の規定により、当該計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる「一般廃棄物処理基本計画」（以下「基本計画」という。）と、②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画である「一般廃棄物処理実施計画」からなります。

本計画の位置付けと他の法令・計画等の関係を図 1-2-1 に示します。また、本計画に係る法令の概要については、表 1-2-1 に示すとおりです。

なお、「ごみ処理基本計画」は、平成 25 年 6 月 24 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課長通知（環廃対発第 1306241 号）に準拠して策定するものです。

図 1-2-1 本計画の位置付け

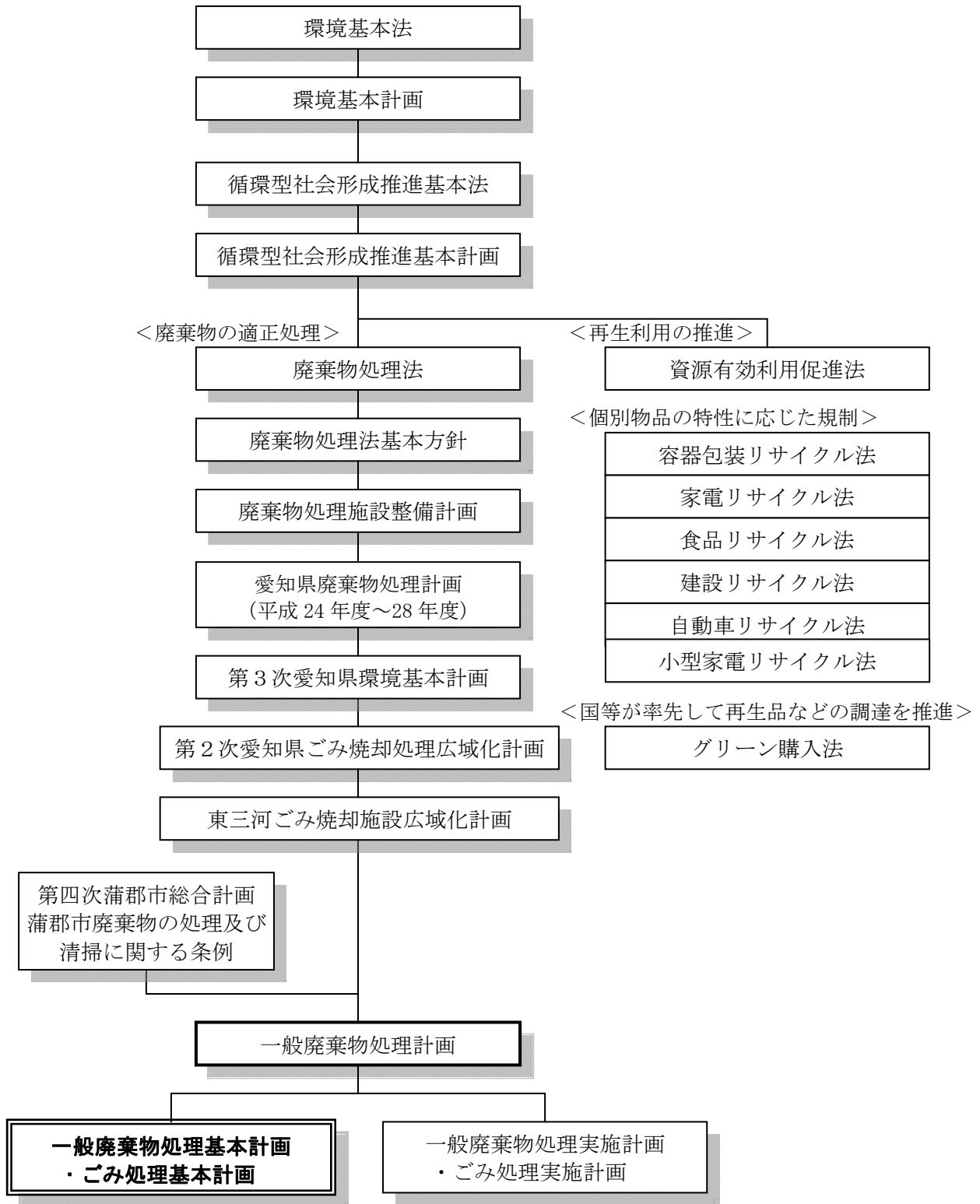


表 1-2-1 本計画に係る法令の概要

法令名称	制定年度 (最終改正)	概 要
環境基本法	平成5年度 (平成24年度改正)	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保します。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度 (平成24年度改正)	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進します。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	昭和45年度 (平成24年度改正)	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とし、廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定しています。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成3年度 (平成25年度改正)	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としています。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成7年度 (平成23年度改正)	家庭等から排出されるごみの大半（容積比約60%）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図ります。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成10年度 (平成23年度改正)	家電製品の製造・販売事業者などに廃家電製品の回収、リサイクルを義務付けることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図ります。当面、対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていましたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加されています。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成12年度 (平成19年度改正)	売れ残りや食べ残り又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図ります。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成12年度 (平成23年度改正)	建設工事の受注者などに建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務付け、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ります。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成14年度 (平成25年度改正)	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図ります。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成25年度	デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質の管理等の廃棄物の適正処理の確保を図ります。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	平成12年度 (平成15年度改正)	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図ります。

第3節 計画の期間及び目標年度

本計画は、平成26年度を初年度とし、15年後の平成40年度（2028年度）までを計画期間とします。本計画の基準年度は、平成24年度とします。

なお、本計画は、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度、各々の取り組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じて新たな対策を講じていくものとします。

平成24年度	平成25年度	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	平成40年度
計画基準年度	計画策定期間	← 計 画 期 間 →														計画目標年度
						基本計画見直し					基本計画見直し					

第4節 計画の対象

本計画の対象区域は、本市の行政区域内全域とし、対象とする廃棄物は、一般廃棄物（ごみ）です。

また、計画の範囲は、本市から発生する一般廃棄物の分別排出、収集・運搬、中間処理及び最終処分までとします。

第5節 計画の点検、見直し、評価

本計画は、循環型社会形成に向け、様々な施策を広く展開していくための基礎となる計画です。本計画の目標を達成するためには、計画の各段階において推進状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。

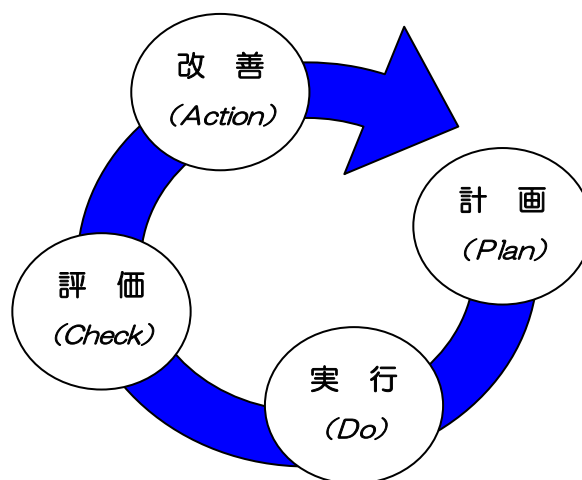
また、環境を取りまく社会情勢は、日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要です。

そのため、毎年、計画の推進状況を施策ごとに点検します。

点検については、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度について評価し、問題点を整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行います。

また、市民や事業者の取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても次回見直しに反映させていくものとします。

図 1-5-1 計画における PDCA サイクル (イメージ図)



年度ごとの点検内容	
個別施策	計画全体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な取り組み (市民・事業者・市) ・ 推進状況の把握 ・ 推進状況の評価 ・ 次年度の目標と課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策等の検討 ・ 関連事業、計画との連携 ・ 国、県、近隣市町村との連携

第2章 基礎的事項

第1節 地域の概況

本市は、北と東西の三方を山と丘陵部に囲まれ、南側は三河湾に面しており、三河湾国定公園の中心地となっています。また、知多半島と渥美半島に囲まれた三河湾の奥に位置しています。

名古屋からおおむね 50 k m 圏内にあり、大都市圏の一翼を成しています。また、本市は大都市圏の中では海・山の自然が豊かであり、三河湾沿岸に快適に暮らすことができる市街地を形成するとともに、古くから漁港が開け、海の玄関口である蒲郡港を有しています。

気候は温暖であり、降雪しても積もることはほとんどなく、降雨も比較的少なく雨の日は年に 10%程度です。

このような恵まれた位置的条件や自然を背景として、産業面については、農林漁業から工業、商業、観光までの多様な事業が営まれているという特徴があります。

位置的には名古屋を中心とする大都市圏の南東部にあり、鉄道に加えて、国道 23 号などの幹線道路で諸都市と結ばれ、東三河の中心都市である豊橋市にも近い位置にあります。

また、東名高速道路音羽蒲郡インターチェンジまで自動車専用道路で直結されており、伊勢湾岸自動車道の整備により中部国際空港へのアクセスが良好になっています。

全国の中央の位置にある本市は、東京と大阪を結ぶ東西軸の上にあります。かつ、蒲郡港は本市のみならず、自動車産業の一大集積地である三河地域の玄関口にもなっています。

第2節 人口の概況

1. 人口の推移

本市の人口は、減少及び核家族化が進んでおり、愛知県平均を上回るペースで高齢化が進展すると考えられます。

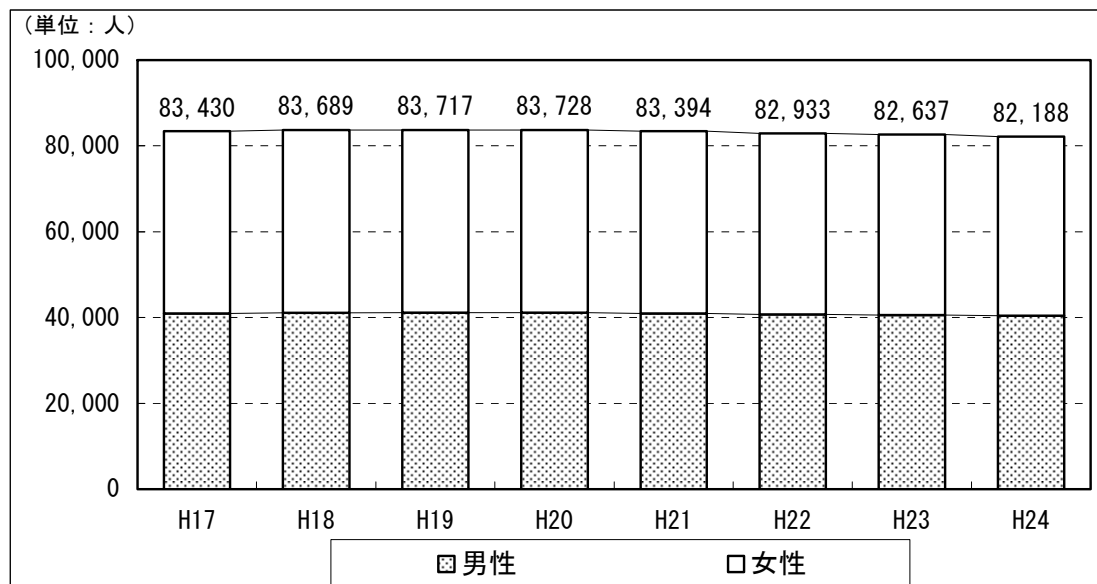
本市の人口実績(平成17～24年度)の推移は、次に示すとおりです。平成21年度より減少に転じており、平成24年度末現在で人口は82,188人となっています。

表2-2-1 本市の人口実績(外国人を含む)

蒲郡市	男性 (人)	女性 (人)	人口計 (人)	増減数 (人)
H17	40,967	42,463	83,430	—
H18	41,084	42,605	83,689	259
H19	41,142	42,575	83,717	28
H20	41,129	42,599	83,728	11
H21	40,902	42,492	83,394	-334
H22	40,718	42,215	82,933	-461
H23	40,602	42,035	82,637	-296
H24	40,406	41,782	82,188	-449

資料：蒲郡市HP「蒲郡市の人口(年別)」より

図2-2-1 人口の推移

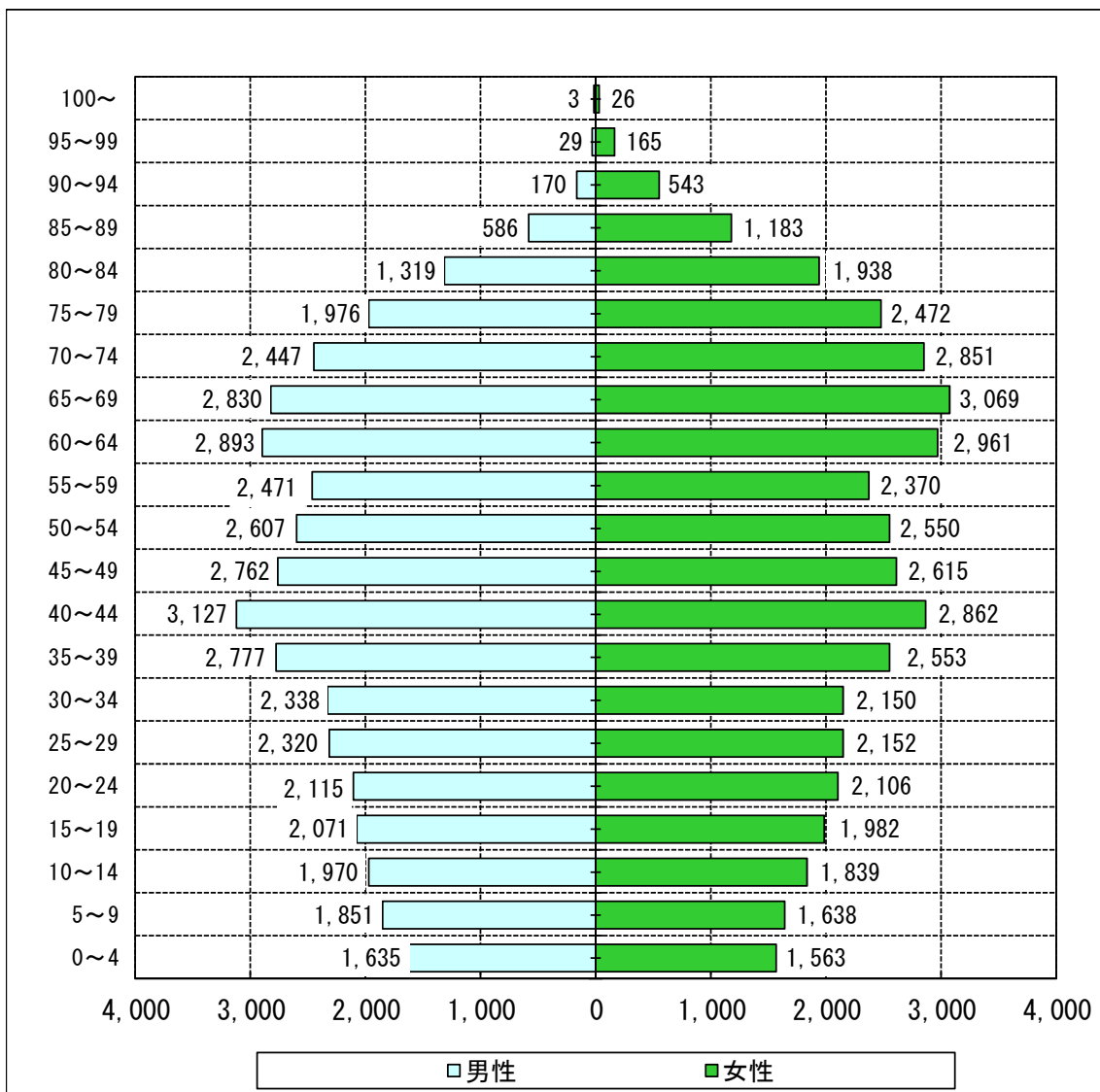


2. 年齢別人口

平成25年10月1日現在の人口は、男性は40～44歳が多くなっていますが、次に60～64歳が多く、女性では65～69歳の世代が最も多くなっていることから、第1次ベビーブームの影響が大きいものと考えられます。

また、年齢別人口の分布では、0～14歳までの年少人口は市全体の約12.8%、15～64歳までの生産年齢人口は約60.8%、65歳以上の老年人口は約26.4%となっており、全国的な少子高齢化の傾向と一致しています。

図2-2-2 年齢別人口の実績



資料：蒲郡市統計資料 平成25年10月1日現在（外国人含む）

第3節 産業の概況

本市の産業では、「みかん」をはじめとするフルーツ栽培が盛んであるとともに、海や温泉などの資源を活用した観光産業も栄えています。

また、古くから織物・繊維ロープ製造業が盛んで、昭和40年代には工業製造出荷額のうち、80%近くを占めていました。その後は繊維関連の比率も低下していますが、繊維ロープ製造業界においては日本一の生産量を誇っています。

一方で、自動車関連の製造業、水産加工業をはじめとする食料品製造業の集積も高くなっており、従業者数では製造業が最も多くなっていますが、卸・小売業等の店舗も多く存在しています。

このような産業構造から、本市では製造業のほか、卸売小売業等の事業活動に伴う廃棄物が比較的多く発生していると考えられますが、これらの事業系廃棄物は事業者の責任において適正に処理されています。

表2-3-1 産業の概要

産業分類	事業所数 (カ所)	従業者数 (人)	構成比 (%)		産業分類 (大分類)	事業所数 (カ所)	従業者数 (人)	構成比 (%)	
			事業所数	従業者数				事業所数	従業者数
第一次産業	17	213	0.39%	0.56%	農林漁業	17	213	0.39%	0.56%
第二次産業	1,225	12,463	27.93%	32.93%	鉱業	1	2	0.02%	0.01%
					建設業	368	2,130	8.39%	5.63%
					製造業	856	10,331	19.52%	27.30%
第三次産業	3,144	25,175	71.68%	66.51%	電気・ガス・熱供給・水道業	5	60	0.11%	0.16%
					情報通信業	21	130	0.48%	0.34%
					運輸業	74	1,182	1.69%	3.12%
					卸売・小売業	1,129	7,218	25.74%	19.07%
					金融・保険業	74	791	1.69%	2.09%
					不動産業	223	618	5.08%	1.63%
					飲食店、宿泊業	520	5,190	11.86%	13.71%
					医療、福祉	225	3,474	5.13%	9.18%
					教育、学習支援業	169	1,603	3.85%	4.24%
					複合サービス業	26	357	0.59%	0.94%
					サービス業	660	3,953	15.05%	10.44%
公務	18	599	0.41%	1.58%					
総計	4,386	37,851	100.00%	100.00%	総計	4,386	37,851	100.00%	100.00%

資料：蒲郡市統計書（経済センサス基礎調査 平成21年度）

第4節 将来計画等

1. 第4次蒲郡市総合計画

本市では、昭和55年3月に基本構想を、昭和59年7月に基本計画を策定し、都市基盤整備や生活環境の改善などの諸施策を計画的に推進し、暮らしやすい都市づくりに努め、平成3年3月には第二次総合計画、平成13年6月には第三次総合計画を策定し、時代の変化や国・県の動向を踏まえた新たな時代に対応するまちづくりを進めてきました。

現在は、今後の蒲郡市の将来展望や市政運営を明らかにするとともに、各分野におけるまちづくりを計画的かつ効率的に実行していくための指針として、市の最上位の計画である「第四次蒲郡市総合計画」を策定しています。

蒲郡市総合計画では、『笑顔で安心して暮らせるまちづくり【健康・福祉】』、『賑わいと元気あふれるまちづくり【産業】』、『安全で快適な魅力あるまちづくり【都市基盤・安全】』、『美しい自然を未来につなぐまちづくり【環境・生活基盤】』、『こころ豊かに夢をはぐくむまちづくり【教育・文化】』、『市民とともに歩むまちづくり【協働・行財政運営】』という6つの施策の大綱を柱として掲げており、さらに以下に示す重点施策プログラムを共通するテーマとして横断的に結びつけ、様々な政策・施策を展開しています。

【重点施策プログラム】

テーマ1 持続可能な生活環境づくり

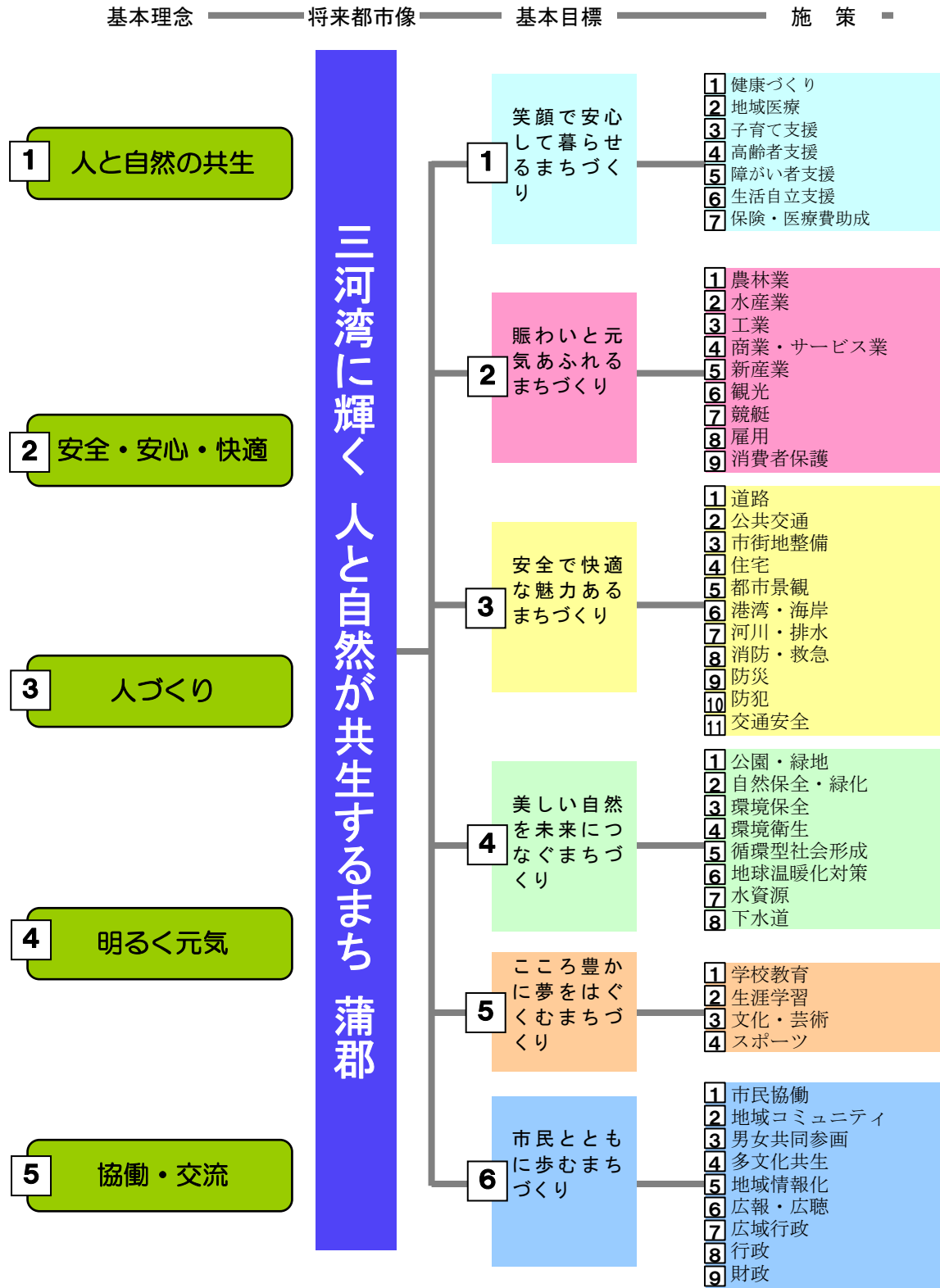
テーマ2 快適な交流基盤の充実

テーマ3 幸せ健康長寿の地域社会づくり

テーマ4 地域経済を築く新産業の育成

テーマ5 広域協調の推進

図 2-4-1 第四次蒲郡市総合計画の施策の体系



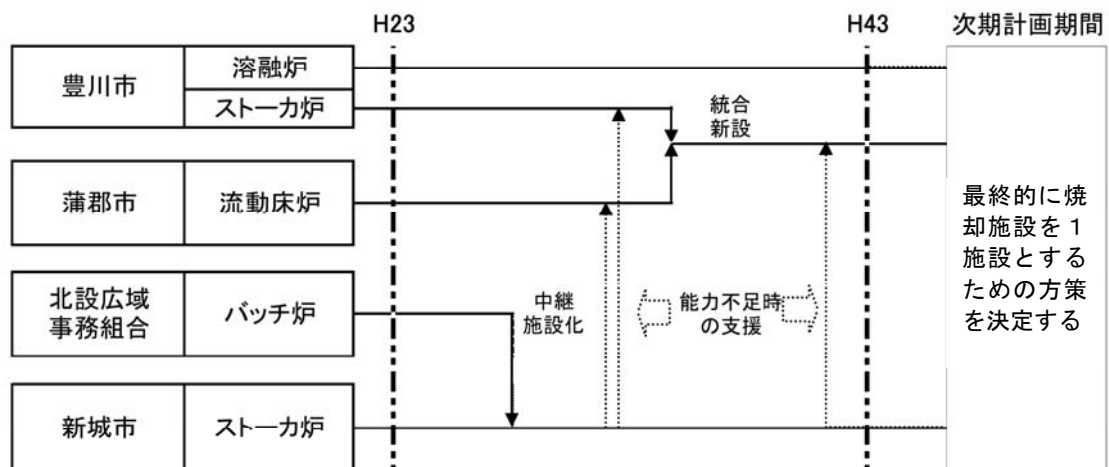
2. 東三河ごみ焼却施設広域化計画

愛知県では、国が各都道府県に対して、ダイオキシン類削減対策、焼却残渣の高度処理対策、マテリアルリサイクルの推進、サーマルリサイクルの推進、最終処分場の確保対策、公共事業のコスト縮減を踏まえ、ごみ処理の広域化を推進するよう行った通知「ごみ処理の広域化計画について（平成9年5月厚生省環境整備課長通知）」を受け、ごみ焼却施設から排出されるダイオキシン類の削減対策を最優先で行う必要があるとの認識のもとに、ごみ焼却施設の広域的整備を先行することにより、ごみの広域処理を推進するため、市町村の意向を踏まえながら、平成10年10月に「愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成10年度～19年度）」を策定しました。

その後、計画期間の満了に伴い、計画進捗状況を踏まえつつ、ごみ処理を取り巻く社会情勢の変化や市町村合併の進展等を加味し、平成21年3月に広域化計画を見直し、「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画（平成20年度～29年度）」を策定しています。

この新広域化計画においては、蒲郡市は、豊川市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村及び長野県根羽村とともに「東三河ブロック」に該当しており、これを踏まえ東三河ブロックの市町村では、ごみ焼却処理の広域化を具体的に推進するため、平成24年3月に「東三河ごみ焼却施設広域化計画」を策定しています。同広域化計画では、経済面、環境面において優位性が高いことから、将来的に東三河ブロック内において1施設へ統合することを目指しています。

図 2-4-2 東三河ごみ焼却施設広域化計画の計画期間と広域化の流れ



第3章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理行政の沿革

本市における近年のごみ処理行政の主な沿革は、以下に示すとおりです。

表 3-1-1 近年のごみ処理行政の主な沿革 (1)

年 月	沿 革
平成 3 年 4 月	資源回収団体育成奨励金交付事業を実施
平成 5 年 6 月	資源物の分別回収事業を実施
平成 9 年 4 月	蒲郡市クリーンセンター稼働
	家庭の生ごみ堆肥化容器(コンポスト)の補助金制度を開始
平成 9 年 7 月	ペットボトルの回収を開始
平成 11 年 1 月	ごみ袋の透明化(半透明袋)を実施
平成 11 年 5 月	家庭の生ごみ処理機(電動・手動)及びボカシ密封発酵容器の補助金制度を開始
平成 11 年 7 月	不燃ごみステーションを全て廃止し、資源物と同時に収集
平成 12 年 4 月	蒲郡市リサイクルプラザ、蒲郡市一般廃棄物最終処分場稼働
	粗大ごみステーションを全て廃止し、直接クリーンセンター等に持ち込む拠点収集及び戸別収集方式を実施
平成 12 年 7 月	ユトリーナ蒲郡(余熱利用施設)稼働
平成 12 年 10 月	破砕ごみ(30 cm以内の複合素材・硬いプラスチック)を資源物と同時に収集
平成 15 年 4 月	びんのかごを白色一色にし、茶色かご(金属製品類)、緑色かご(紙パック)の区分を新設
平成 15 年 11 月	家電リサイクル法に基づくリサイクル体制が確立したため、家電4品目の取り扱いを中止
平成 17 年 4 月	2箇所の拠点ステーションのうち、府相粗大ごみステーションを廃止し、クリーンセンター1箇所に変更
平成 18 年 4 月	可燃ごみの収集業務を全て民間業者に委託
	粗大ごみのシール方式の戸別収集を実施
平成 19 年 10 月	プラスチック製容器包装の収集(大塚地区、三谷地区の一部)
平成 20 年 1 月	資源物朝出し事業の取組(第2・第4木曜日地区)

表 3-1-1 近年のごみ処理行政の主な沿革 (2)

年 月	沿 革
平成 20 年 10 月	資源物朝出し事業の追加取組 (第 2・第 4 の火・水曜日地区)
	プラスチック製容器包装の収集 (西浦地区、形原地区・塩津地区の一部)
平成 21 年 3 月	蒲郡市一色不燃物最終処分場の埋め立て終了
平成 21 年 4 月	可燃ごみ袋を黄色の指定袋制に変更
	協力店舗によるレジ袋の有料化を開始
	粗大ごみの戸別収集と犬・猫等の死骸収集を民間業者に委託
平成 21 年 7 月	全市で資源物朝出し事業の取組
平成 21 年 10 月	可燃ごみ袋の指定袋制の完全実施
	クリーンセンター日曜資源受付の開始
	プラスチック製容器包装の収集 (形原地区・塩津地区・蒲郡東西北部の一部)
平成 22 年 3 月	汚泥供給設備の竣工 (下水汚泥・し尿汚泥の混焼開始)
平成 22 年 10 月	府相資源拠点ステーションの開設
平成 22 年 11 月	プラスチック製容器包装の全市収集

第 2 節 ごみ処理の概要

1. ごみ収集の状況

本市では、市内全域を対象に一般家庭ごみの収集を行っており、分別区分と種類及び本市施設では処理できないものについては、次に示すとおりとなっています。

なお、事業系一般廃棄物については、主として許可業者による収集・運搬が行われています。

表3-2-1 ごみの区分と種類（平成25年度現在）

区分		種類
可燃ごみ		生ごみ、紙くず、草、竹など（30 cm以内）
資源物	プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装 [㊦]
	びん	飲料用びん、化粧品のびん
	空缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶
	金属	なべ、やかん、フライパン、包丁、釘など
	ペットボトル	飲料用ペットボトル、調理食品用ペットボトルなど
	古紙	紙パック、新聞紙、雑誌、ダンボール、雑がみなど
	古着	衣類の古着等
	乾電池	使用済み乾電池、ボタン電池
不燃ごみ	埋立ごみ	ガラス食器、コップ、茶碗、陶磁器、電球、蛍光灯など
	破砕ごみ	リモコン、電卓、プラ製のおもちゃなど（30 cm以内の複合素材・硬いプラスチック）
粗大ごみ		タンス、机、椅子、扇風機、石油ストーブ、電子レンジ、自転車など
大型可燃ごみ		マットレス、じゅうたん、カーペット、布団など
剪定枝木		草、樹木など（30cm超～150cm以下）

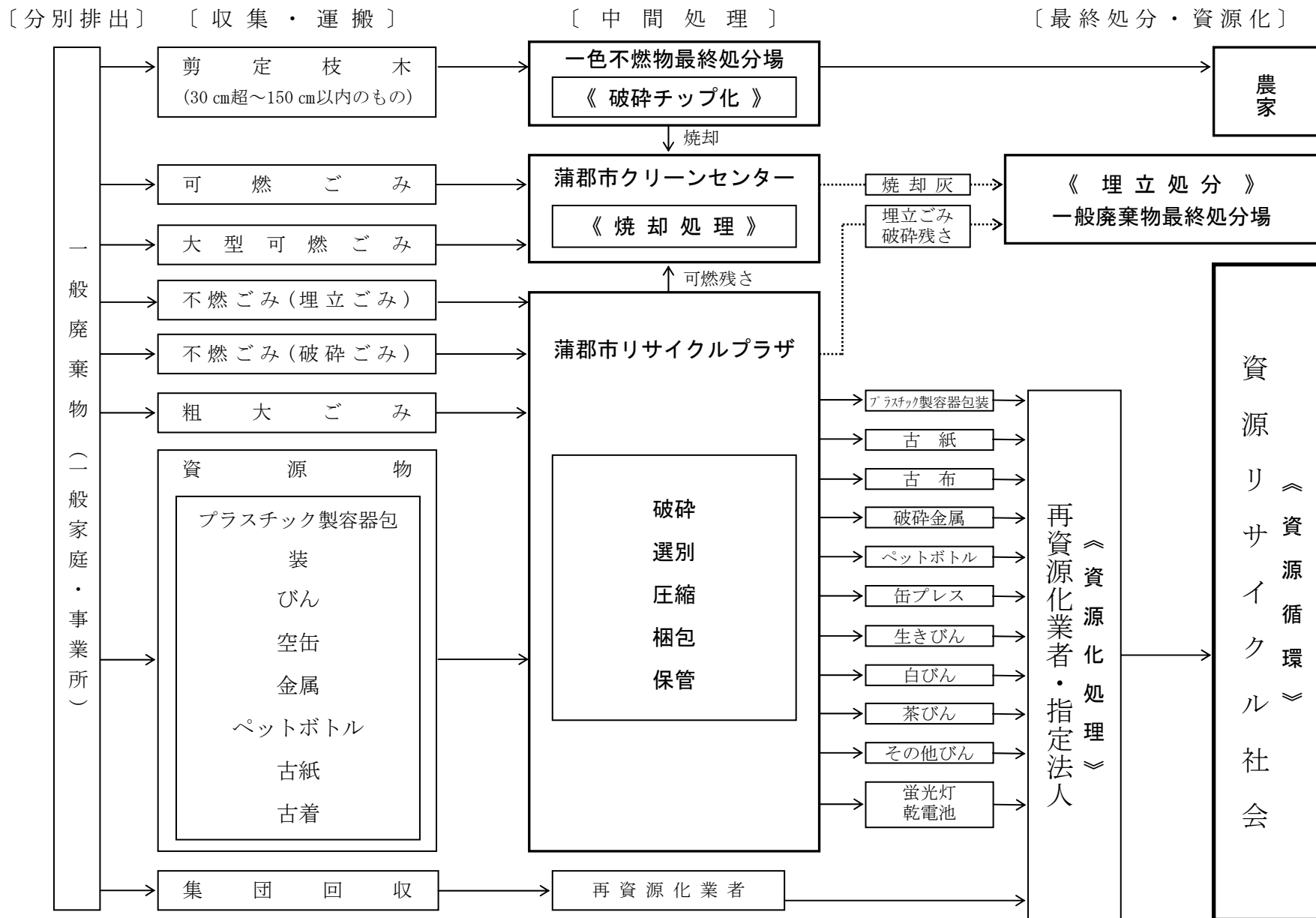
表3-2-2 本市施設では処理できないもの（平成25年度現在）

区分	種類	処理方法
廃家電4品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機・乾燥機	<ul style="list-style-type: none"> ・購入店での引き取り ・一般廃棄物収集業者に依頼 ・メーカー指定引取場所への持ち込み
パソコン	デスクトップパソコン、ノートパソコン	<ul style="list-style-type: none"> ・パソコン3R推進協会に依頼
オートバイ	オートバイ、原動機付自転車	<ul style="list-style-type: none"> ・購入店等での引き取り
処理困難物	タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、農薬、農機具など	<ul style="list-style-type: none"> ・購入店等に相談

2. ごみ処理フロー

本市で行っているごみ処理の流れを以下に示します。

図 3-2-1 ごみ処理フロー図（平成 25 年度現在）



3. ごみ排出量の実績

(1) 総ごみ排出量

本市の過去5年間におけるごみ排出量の推移を以下に示します。

平成24年度における排出源別の割合は、家庭系ごみが67.1%（集団回収量を含む）、事業系ごみが32.9%となっています。また、平成24年度におけるごみの種類別の割合は、可燃ごみが約71.2%、集団回収量を含む資源物が約16.6%となっています。それに対し、不燃ごみ及び粗大ごみの割合は、年々減少しつつあります。

また、1人1日当たりの総ごみ排出量も、年々減少しています。

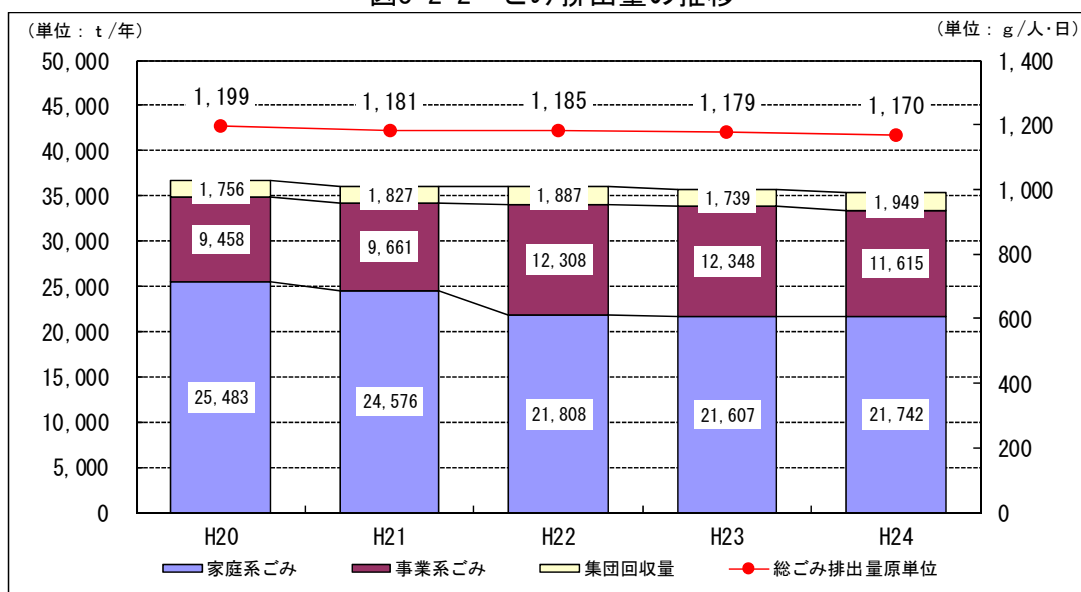
表3-2-3 ごみ排出量の実績

区分	単位	実績値				
		H20	H21	H22	H23	H24
人口 ^{※1}	人	83,849	83,661	83,258	82,957	82,656
総ごみ排出量	t/年	36,697	36,064	36,003	35,694	35,306
家庭系	t/年	25,483	24,576	21,808	21,607	21,742
可燃ごみ	t/年	18,844	18,155	15,527	15,393	15,891
不燃ごみ	t/年	837	729	740	750	706
資源物	t/年	4,302	4,249	4,107	4,197	3,913
粗大ごみ	t/年	1,500	1,443	1,434	1,267	1,232
事業系	t/年	9,458	9,661	12,308	12,348	11,615
可燃ごみ	t/年	8,908	8,407	9,641	9,714	9,248
不燃ごみ	t/年	209	424	323	163	28
粗大ごみ	t/年	341	313	269	178	157
し尿・下水汚泥	t/年	0	517	2,075	2,293	2,182
集団回収量	t/年	1,756	1,827	1,887	1,739	1,949
原単位 ^{※2}	g/人・日	1,199.1	1,181.0	1,184.7	1,178.8	1,170.3

※1ここの人口は、東三河ごみ焼却施設広域化計画の記載人口に合わせて、各年度10月1日人口としている。

※2原単位：1人1日当たりの総ごみ排出量

図3-2-2 ごみ排出量の推移



(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の実績は、以下に示すとおりです。

家庭系ごみ排出量は、減少傾向で推移していましたが、平成 24 年度には増加に転じています。1 人 1 日当たりの排出量も同様の傾向となっています。

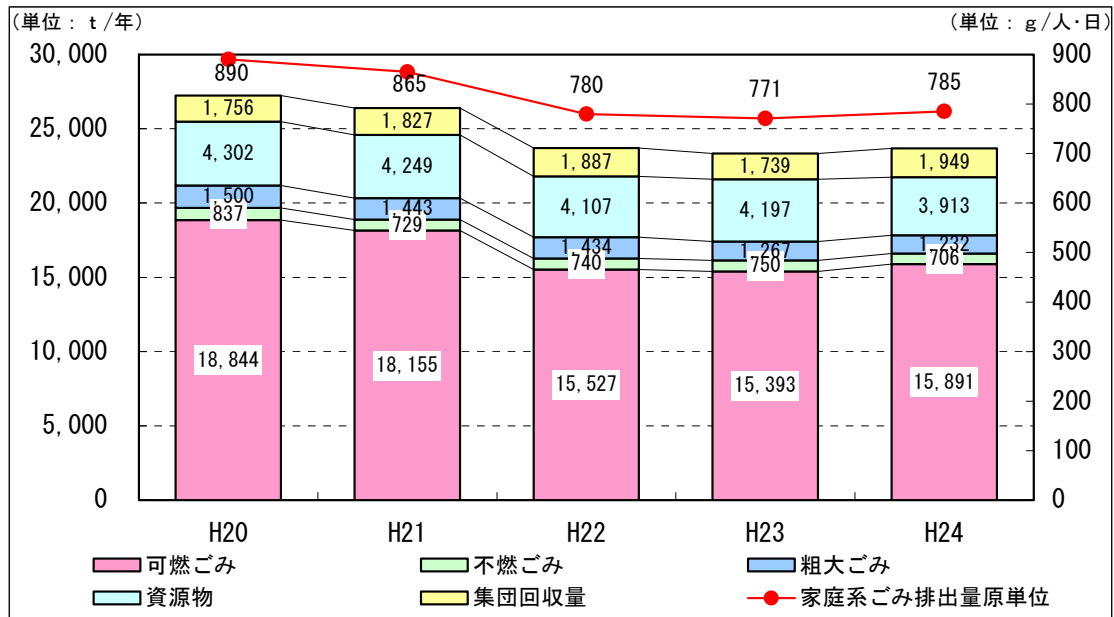
家庭系ごみは、可燃ごみが最も多く、平成 20 年度では約 69.2%となっていました。平成 24 年度では約 67.1%と減少しています。それに対し、資源物は、平成 20 年度は約 22.2%でしたが、平成 24 年度では約 24.7%に増加しています。

表3-2-4 家庭系ごみ排出量の実績

区分	単位	実績値				
		H20	H21	H22	H23	H24
人口	人	83,849	83,661	83,258	82,957	82,656
家庭系ごみ	t / 年	27,239	26,403	23,695	23,346	23,691
可燃ごみ	t / 年	18,844	18,155	15,527	15,393	15,891
不燃ごみ	t / 年	837	729	740	750	706
資源物	t / 年	4,302	4,249	4,107	4,197	3,913
粗大ごみ	t / 年	1,500	1,443	1,434	1,267	1,232
集団回収量	t / 年	1,756	1,827	1,887	1,739	1,949
原単位 [※]	g / 人・日	890.0	864.6	779.7	771.0	785.3

※原単位：1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量

図3-2-3 家庭系ごみ排出量の推移



(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の実績は、以下に示すとおりです。

事業系ごみ排出量は、平成 22 年度に、し尿・下水汚泥の受け入れを開始したこと等により、一度増加した後、減少傾向となっており、1 人 1 日当たりの排出量も同様の傾向となっています。

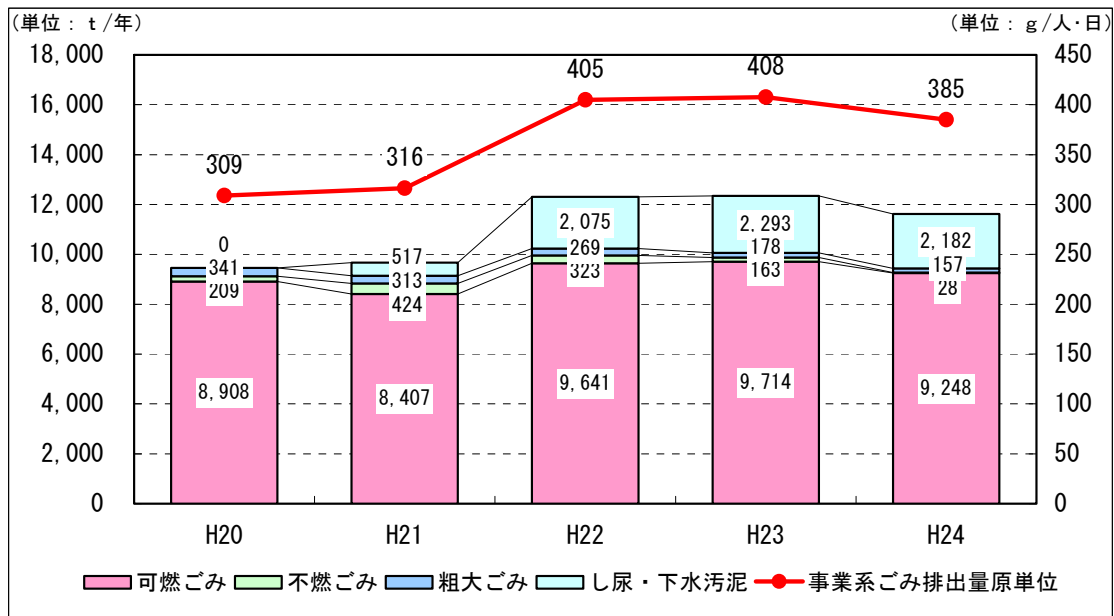
また、事業系ごみは、可燃ごみが大半を占めており、平成 20 年度では約 94.2% となっていました。平成 24 年度では、し尿・下水汚泥を除くと約 98.0% と増加しています。

表3-2-5 事業系ごみ排出量の実績

区分	単位	実績値				
		H20	H21	H22	H23	H24
人口	人	83,849	83,661	83,258	82,957	82,656
事業系ごみ	t/年	9,458	9,661	12,308	12,348	11,615
可燃ごみ	t/年	8,908	8,407	9,641	9,714	9,248
不燃ごみ	t/年	209	424	323	163	28
粗大ごみ	t/年	341	313	269	178	157
し尿・下水汚泥	t/年	0	517	2,075	2,293	2,182
原単位*	g/人・日	309.0	316.4	405.0	407.8	385.0

※原単位：1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量

図 3-2-4 事業系ごみ排出量の推移



4. ごみの性状

蒲郡市のごみ性状は、以下に示すとおりです。

ごみ組成（乾ベース）の平均値では、紙類が最も多く、次いでビニール・合成樹脂類、木・竹・ワラ類の順となっています。

また、水分がごみの成分のほぼ半分を占めています。

表3-2-6 ごみの性状

区分	単位	H20	H21	H22	H23	H24	平均 (5年間)
紙類	%	38.7	36.0	37.5	51.0	40.3	40.7
繊維・布類	%	3.2	2.4	6.8	6.8	7.1	5.2
ビニール・合成樹脂類	%	29.3	34.5	20.0	26.5	23.3	26.7
ゴム・皮革類	%	1.1	0.0	0.9	1.7	0.8	0.9
木・竹・ワラ類	%	11.5	14.9	23.9	6.2	18.3	15.0
厨芥類	%	14.6	11.9	3.6	2.8	8.7	8.3
不燃物類	%	1.0	0.0	1.0	2.3	0.5	1.0
その他	%	0.6	0.3	6.3	2.7	1.0	2.2
計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容量重量	kg/m ³	175	142	171	150	161	160
水分	%	54.4	48.1	47.5	37.5	48.9	47.3
可燃物	%	42.2	48.2	48.0	56.7	46.9	48.4
灰分	%	3.4	3.7	4.5	5.8	4.2	4.3
計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

図3-2-5 ごみの組成【乾ベース】（平成24年度平均）

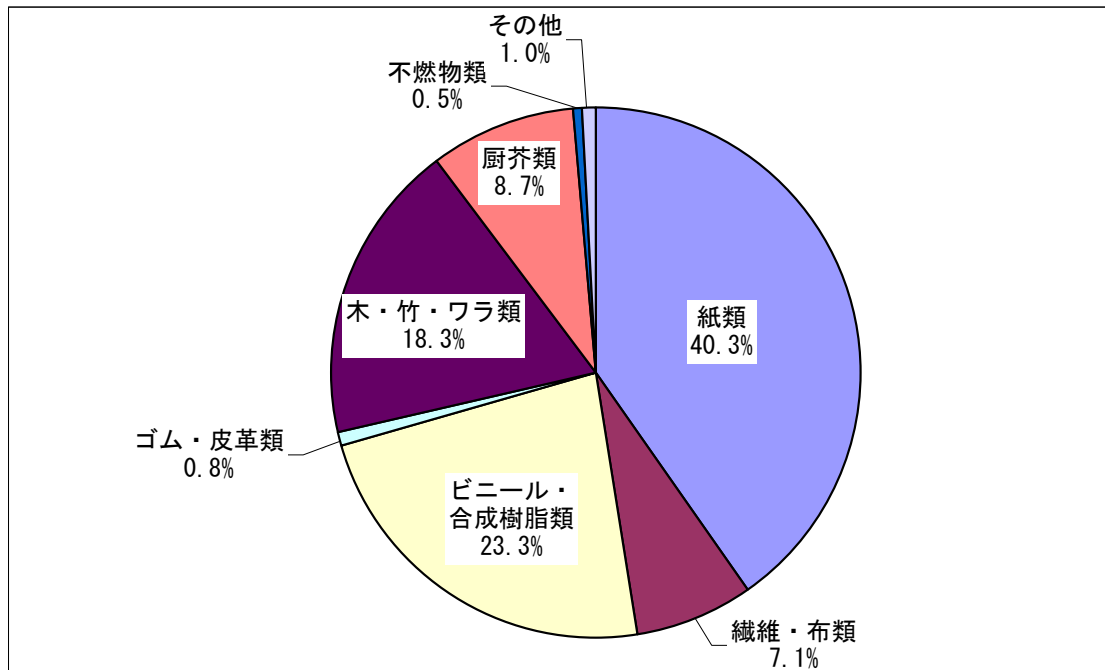
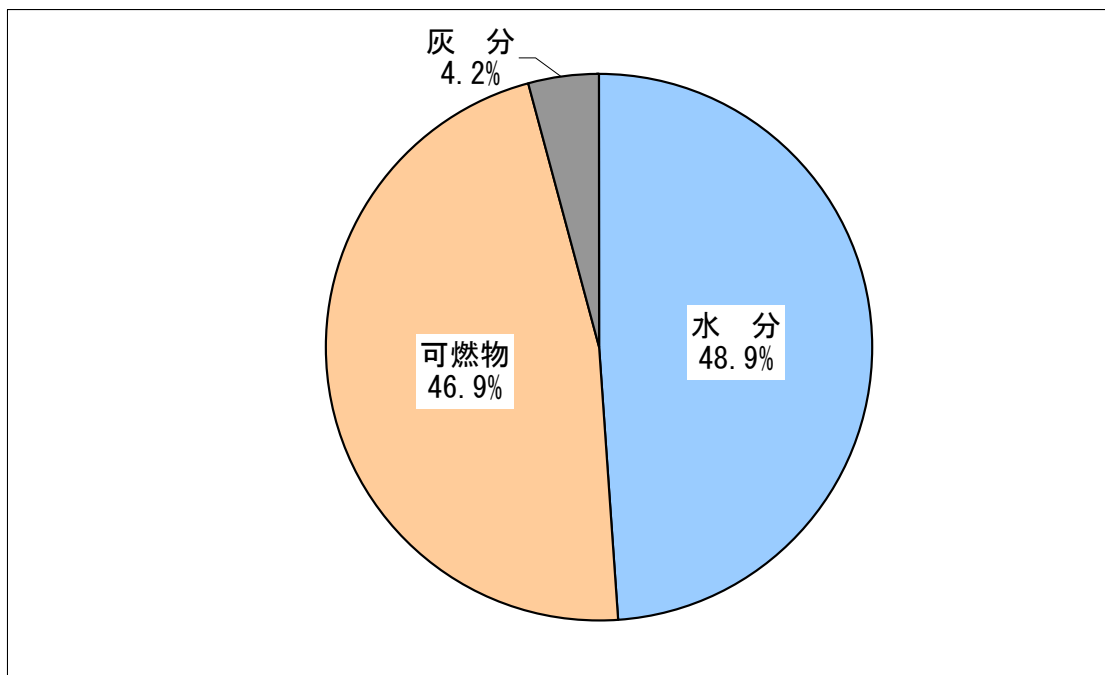


図3-2-6 ごみの三成分（平成24年度平均）



第3節 資源化の状況

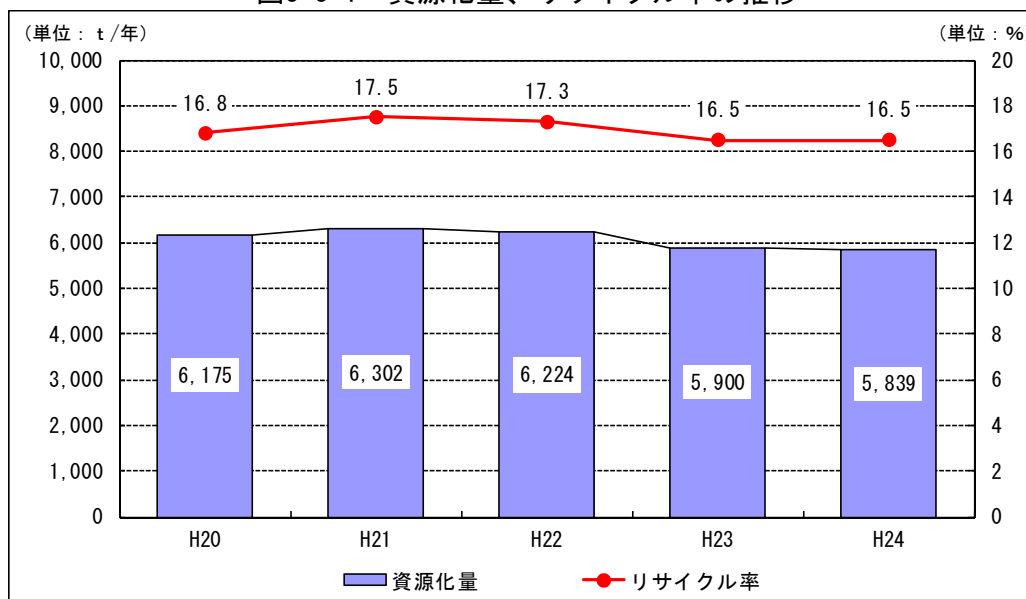
本市の資源化の状況は、以下に示すとおりです。

資源化量は、平成21年度をピークに年々減少を続けています。しかし、ごみ排出量が減少傾向となっていることから、リサイクル率は、増減を繰り返しながら推移しており、経年的には横ばいの傾向となっています。

表 3-3-1 資源化の状況

資源化物	単位	H20	H21	H22	H23	H24
ダンボール	t/年	905	870	845	787	723
新聞	t/年	965	1,056	1,089	1,028	884
雑誌	t/年	1,367	1,390	1,325	1,343	1,328
牛乳パック	t/年	24	22	22	22	19
ボロ・衣類	t/年	270	250	261	276	245
アルミ缶	t/年	103	99	93	89	83
アルミ破砕	t/年	30	31	27	23	24
スチール缶	t/年	161	154	136	124	112
破砕鉄	t/年	482	450	387	325	317
鉄屑	t/年	93	135	142	136	147
バッテリー	t/年	1	1	1	0	0
モーター	t/年	9	7	2	1	1
電気コード	t/年	9	10	7	7	7
非鉄金属	t/年	0	0	0	0	0
計	t/年	4,419	4,475	4,337	4,161	3,890
集団回収量	t/年	1,756	1,827	1,887	1,739	1,949
資源化量総計	t/年	6,175	6,302	6,224	5,900	5,839
リサイクル率	%	16.8	17.5	17.3	16.5	16.5

図3-3-1 資源化量、リサイクル率の推移



第4節 収集・運搬の現状

1. 計画収集区域

本市の行政区域全域がごみ処理対象区域です。

2. 収集・運搬体制

(1) 収集対象ごみ

市が収集するごみは、家庭系ごみ全般です。事業系ごみは、可燃ごみ集積場や資源物集積場に出すことはできません。

(2) ごみの収集方法

原則的にステーション（ごみ集積場）収集方式となっています。

ごみステーションは、可燃ごみステーションが約 1,026 か所（平成 25 年 4 月 1 日現在）、不燃ごみ（埋立ごみ及び破碎ごみ）を同時に収集する資源物ステーションが約 307 か所（平成 25 年 4 月 1 日現在）に設置されています。

なお、粗大ごみは、戸別収集となっています。

(3) 収集・運搬車両

本市では、可燃ごみ、埋立ごみ及び資源物等の収集及び粗大ごみの戸別収集については、民間業者に委託して収集・運搬を行っています。

第5節 中間処理・最終処分の現状

1. 中間処理施設の概要と処理量の推移

(1) ごみ焼却施設

本市のごみ焼却施設の概要は、以下に示すとおりです。

ごみ焼却施設は、供用開始後16年を経過しています。

処理量については、次に示したとおり、近年では、増減を繰り返しながら、わずかに減少しています。

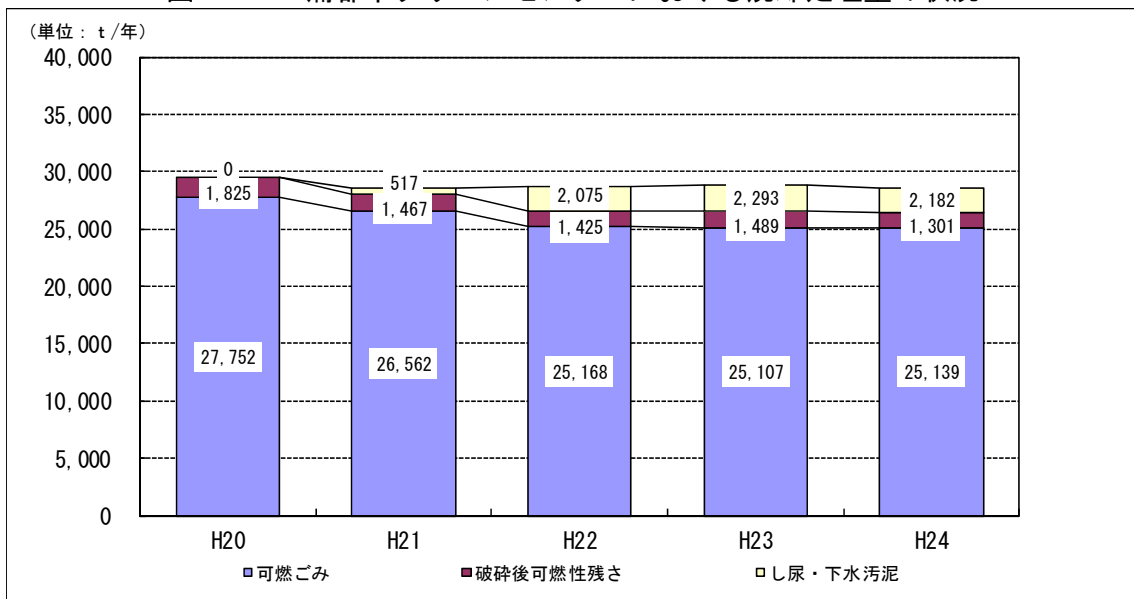
表3-5-1 ごみ焼却処理施設の概要

項 目		概 要
管 理 主 体		蒲郡市
施 設 名 称		蒲郡市クリーンセンター
処 理 対 象 ご み		可燃ごみ・大型可燃ごみ
所 在 地		愛知県蒲郡市西浦町口田土1番地
供 用 開 始 年 度		平成9年4月
処 理 能 力		130 t / 日 (65 t / 24h × 2 炉)
形 式		旋回流型流動床式焼却炉
敷 地 面 積		26,869.74m ² (リサイクルプラザ含む)
設 備 内 容	受入供給設備	ピットアンドクレーン
	ガス冷却設備	廃熱ボイラ、減温塔
	通 風 設 備	平衡通風方式
	除 じん 設 備	バグフィルタ
	排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置、活性炭吸着塔
	余熱利用設備	場内冷暖房、給湯及び余熱利用施設
	排水処理設備	場内循環使用無放流方式

表3-5-2 蒲郡市クリーンセンターにおける焼却処理量の状況

蒲郡市クリーンセンター	単位	H20	H21	H22	H23	H24
焼却処理量	t/年	29,577	28,546	28,668	28,889	28,622
可燃ごみ	t/年	27,752	26,562	25,168	25,107	25,139
破碎後可燃性残さ	t/年	1,825	1,467	1,425	1,489	1,301
し尿・下水汚泥	t/年	0	517	2,075	2,293	2,182

図 3-5-1 蒲郡市クリーンセンターにおける焼却処理量の状況



(2) リサイクルプラザ

本市のリサイクルプラザの概要は、以下に示すとおりです。

リサイクルプラザは、供用開始後 13 年を経過しています。

処理量については、次に示したとおり、近年では、徐々に減少を続けています。

資源化量、処理残さの割合については、あまり変化はありません。

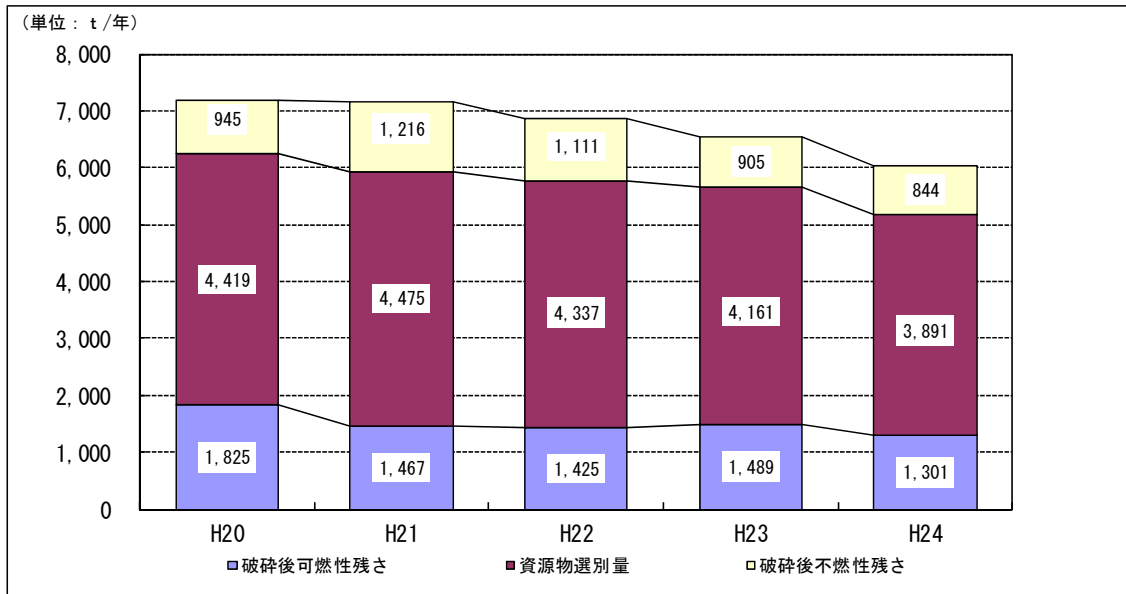
表3-5-3 リサイクルプラザの概要

項 目		概 要
管 理 主 体		蒲郡市
施 設 名 称		蒲郡市リサイクルプラザ
処 理 対 象 ご み		粗大ごみ、不燃ごみ（埋立ごみ・破碎ごみ）、資源物（缶・びん・ペットボトル・古紙・古布・ダンボール・紙パック）
所 在 地		愛知県蒲郡市西浦町口田土 1 番地（クリーンセンターと同一敷地内）
供 用 開 始 年 度		平成 12 年 4 月
形 式		粗破碎・縦型高速回転式
処 理 能 力	粗大ごみ・不燃ごみ	15 t / 日
	缶 ・ び ん	8 t / 日
	ペットボトル、古紙、古布、ダンボール、紙パック	4.3 t / 日
	合 計	27.3 t / 日
	ペットボトル減容機	200kg/h

表3-5-4 リサイクルプラザにおける処理量の状況

蒲郡市リサイクルプラザ	単位	H20	H21	H22	H23	H24
不燃・資源・粗大ごみ処理量	t/年	7,189	7,158	6,873	6,555	6,036
破碎後可燃性残さ	t/年	1,825	1,467	1,425	1,489	1,301
資源物選別量	t/年	4,419	4,475	4,337	4,161	3,891
破碎後不燃性残さ	t/年	945	1,216	1,111	905	844

図3-5-2 リサイクルプラザにおける処理量の状況



2. 最終処分場の概要と処分量の推移

本市における最終処分場の概要及び処分量の推移は、以下のとおりです。

最終処分量については、表3-5-6に示したとおりですが、近年では、覆土量を除けば、緩やかに減少しています。

また、蒲郡市一色不燃物最終処分場（管理型サンドイッチ方式）については、平成21年3月で埋め立てを終了していますが、引き続き、移動式草木破砕機を設置し、草木類の破砕処理を行っています。

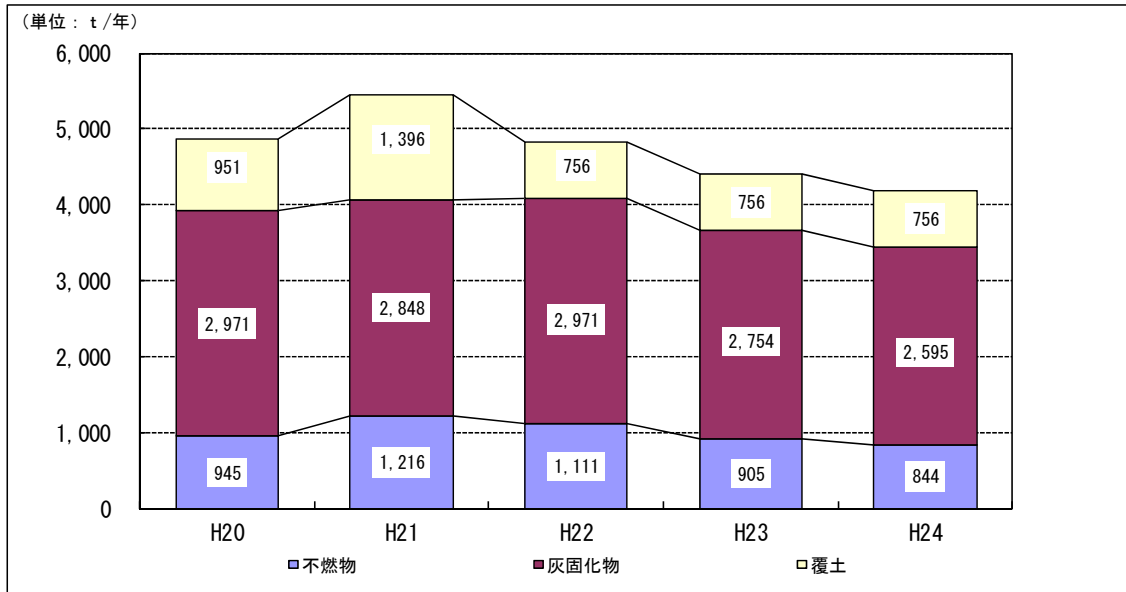
表3-5-5 最終処分場の概要

施設名称	蒲郡市一般廃棄物最終処分場
所在地	蒲郡市大塚町斧磨57番地の1
埋立面積	12,700m ²
埋立容量	113,000m ³
残余容量	約63,000m ³ （平成25年3月現在）
竣工年月	平成12年4月
埋立工法	管理型サンドイッチ方式
埋立対象物	集じん灰固化物、炉内排出物等、埋立ごみ

表3-5-6 最終処分量の状況

蒲州市一般廃棄物最終処分場	単位	H20	H21	H22	H23	H24
埋立処分量	t/年	4,867	5,460	4,838	4,415	4,195
不燃物	t/年	945	1,216	1,111	905	844
灰固化物	t/年	2,971	2,848	2,971	2,754	2,595
覆土	t/年	951	1,396	756	756	756

図3-5-3 最終処分量の状況



3. ごみ処理費用の現状

ごみ処理に係る費用は、平成 24 年度において約 12 億 1,856 万円となっており、ごみ 1 トン当たりの処理経費は約 36,500 円/t です。また、市民 1 人当たりの年間処理経費は約 14,700 円/人・年となっています。

表3-5-7 ごみ処理費用の推移

区分	単位	実績値				
		H20	H21	H22	H23	H24
建設・改良費	千円/年	105,000	288,750	—	90,000	211,560
中間処理施設	千円/年	105,000	288,750	—	90,000	211,560
処理及び維持管理費	千円/年	1,053,386	1,008,963	1,004,674	1,013,624	1,006,997
収集運搬	千円/年	186,562	206,132	221,619	233,592	237,459
中間処理	千円/年	765,947	707,772	692,491	683,402	684,100
最終処分	千円/年	59,456	60,046	54,812	58,655	56,664
その他	千円/年	41,421	35,013	35,752	37,975	28,774
廃棄物処理事業経費	千円/年	1,158,386	1,297,713	1,004,674	1,103,624	1,218,557

図3-5-4 ごみ処理費用の推移

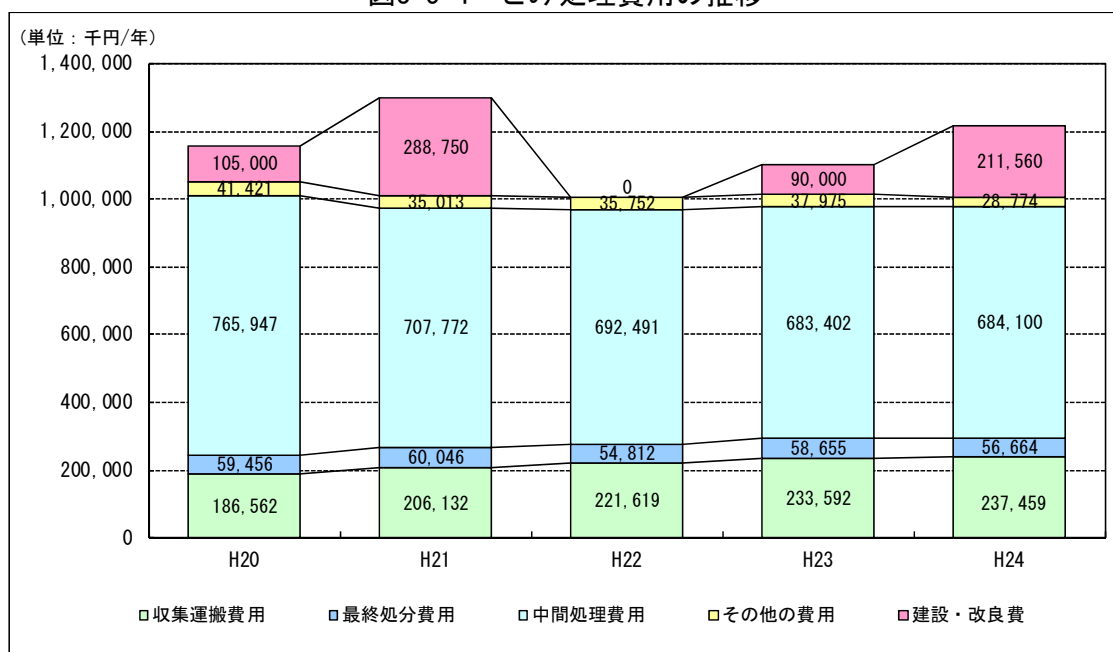


表3-5-8 ごみ 1 トン当たり及び人口 1 人当たりのごみ処理費用

	単位	H20	H21	H22	H23	H24
ごみ量※	t	34,941	34,237	34,116	33,955	33,357
人口	人	83,849	83,661	83,258	82,957	82,656
ごみ 1 トン当たり 処理経費	円/t	33,153	37,904	29,449	32,503	36,531
人口 1 人当たり 処理経費	円/人・年	13,815	15,512	12,067	13,304	14,743

※ここでのごみ量は、集団回収を除いた量とします。

第6節 廃棄物処理システムによる比較評価

1. 国及び県との比較

本市の平成23年度のごみ1人1日平均排出量は1,209g/人・日となっており、全国平均の975g/人・日と比較すると約234g、愛知県平均の975g/人・日と比較すると、約235g多くなっています。

本市のごみ排出量の特徴としては、家庭系ごみと事業系ごみの比率は、全国平均に近いものの、排出量は共に多く、リサイクル率は、やや低いことが挙げられます。

リサイクル率は、総ごみ量のうち資源化された量を示す指標であり、全国的にリサイクル率の高い自治体は、資源物分別品目の細分化や焼却灰のリサイクルなどに取り組んでいます。

表3-6-1 国及び県との比較（平成23年度）

区分	年度	全国平均 (g/人・日)	愛知県平均 (g/人・日)	蒲郡市 (g/人・日)
家庭系ごみ原単位		695.0 (71.3%)	744.5 (76.4%)	861.9 (71.3%)
事業系ごみ原単位		280.3 (28.7%)	230.0 (23.6%)	347.1 (28.7%)
ごみ1人1日平均排出量		975.3	974.5	1,209.0
全国平均との差		—	-0.8	233.7
愛知県平均との差		0.8	—	234.5
リサイクル率		20.4%	23.4%	16.9%

注1：ここでの数値は、国や県のデータと比較するため、平成23年度となっています。

注2：家庭系ごみには集団回収量を含みます。

注3：一般廃棄物処理実態調査は10月1日付け人口を採用していることから、1人1日当たりごみ排出量は他の資料の数値と異なっています。

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

2. 類似団体との比較

環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を参考に類似団体（自治体間の比較をすることを目的に、全国の市町村を人口規模や産業構造で分類し設定したもの）と比較した結果を以下に示します。

なお、図3-6-1については類似団体の平均値を100とする指数で表しており、数値が大きいほど良好な結果を示しています。

本市は、類似団体平均より家庭系及び事業系ごみの排出量が共に多い中、特に事業系ごみの量が多くなっています。また、廃棄物からの資源回収率*（RDF除く）は

低く、埋め立て処分する量も多い結果となっています。人口1人当たりの年間処理経費は、類似団体の平均よりもかなり高く、1トン当たりの処理費用についても、中間処理費用が嵩んでいる結果となっています。

愛知県平均と比較した場合、類似団体と比較した場合よりも、差は少なくなっているものの、家庭系及び事業系ごみの排出量は多くなっています。また、人口1人当たりの年間処理経費用は同程度であります。1トン当たりの中間処理費用は嵩んでいる傾向を示しています。

※資源回収率：リサイクル率

図3-6-1 類似団体との比較（平成23年度実績）

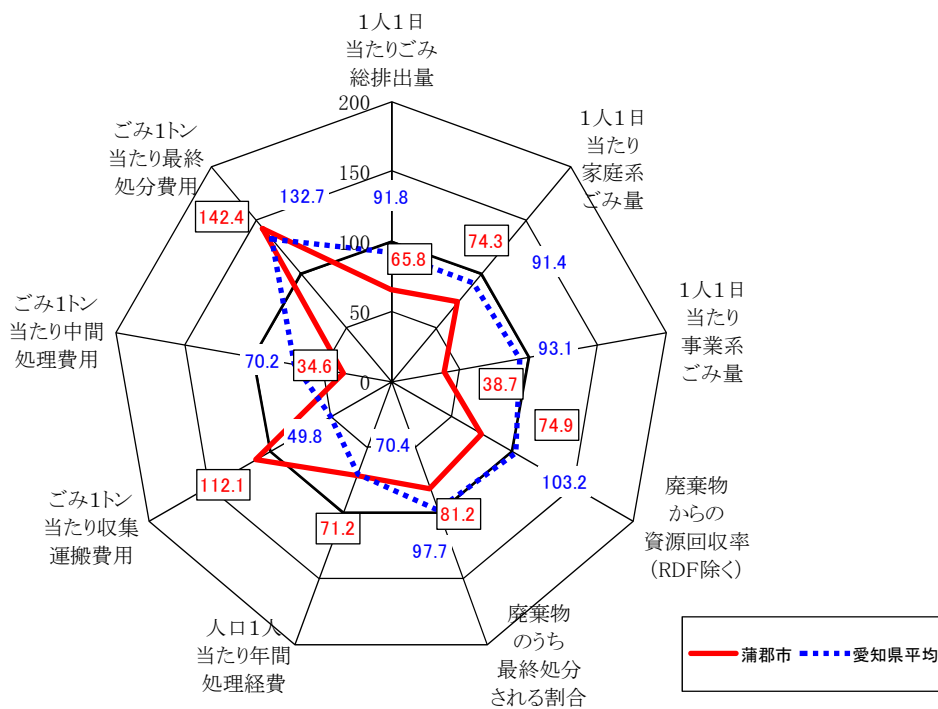


表3-6-2 類似団体との比較（平成23年度実績）

区分	評価項目	1人1日 当たりごみ 総排出量 (g/人・日)	1人1日 当たり 家庭系 ごみ量 (g/人・日)	1人1日 当たり 事業系 ごみ量 (g/人・日)	廃棄物 からの 資源回収率 (RDF除く) (%)	廃棄物 のうち 最終処分 される割合 (%)	人口1人 当たり年間 処理経費 (円/人・年)	収集運搬量 1トン当たり 収集運搬費 用 (円/トン)	中間処理量 1トン当たり 中間処理費 用 (円/トン)	最終処分量 1トン当たり 最終処分費 用 (円/トン)
	蒲郡市	1,209	862	347	16.9	10.3	13,683	8,971	20,130	16,030
	愛知県平均	974	745	230	23.3	8.8	13,740	15,335	15,793	18,741
類似団体 (45市)	平均	901	686	215	22.5	8.6	10,622	10,209	12,226	27,835
	最大	1,265	1,193	446	62.4	30.4	24,986	28,462	39,682	540,690
	最小	660	508	54	5.6	0.6	5,135	399	57	127

注1：一般廃棄物処理実態調査は10月1日付け人口を採用していることから、1人1日当たりごみ排出量は他の資料の数値と異なっています。

注2：各種の費用（収集運搬・中間処理・最終処分）は、各処理量1トン当たりの処理費用を算出したものであるため、合計値は上述したごみ1トン当たりの処理経費とは異なっています。

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

第7節 ごみ処理の課題

ごみ処理の現状から、本市におけるごみ処理に関する課題を整理すると、以下のとおりとなります。

1. ごみの排出量に関する課題

- ・全国、県及び類似団体より家庭系及び事業系ごみの排出量が多く、より一層のごみ減量化を進めることが必要と考えられます。
- ・可燃ごみの組成を見ると、紙類に加え、ビニール・合成樹脂類の資源ごみとなるごみの割合が多いことから、排出段階における資源物の分別徹底をする必要があると考えられます。
- ・地域における集団資源回収によるごみ資源化の強化や、民間事業者の活用等によるごみ処理の効率化を図ることも重要です。
- ・「廃棄物からの資源回収率（RDF 除く）」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」の改善のためには、焼却灰の資源化等が効果的ですが、年間処理経費が悪化する可能性があるため、ごみ焼却施設の広域化も踏まえ検討する必要があります。
- ・草木類は、破碎後、焼却処分されているため、堆肥化などの再資源化を図る必要があります。

2. 収集・運搬に関する課題

- ・可燃ごみや資源物のステーション回収については、分別されていない違反ごみや、ごみ出し時間外での排出なども見受けられるため、分別等のルールを周知徹底することが必要です。
- ・可燃ごみについては、将来的に広域施設での処分となるため、収集方法や収集体制の見直しが必要となります。
- ・障がい者等の生活支援や、今後は高齢化が進み、ごみ出しが困難な高齢者世帯が増加することが予測されていることから、登録された支援対象者の自宅（玄関前）までごみの回収に行く福祉サービスなどを検討する必要があると考えられます。このような福祉サービスでは、ごみ出しをされていない場合に、登録された連絡先への電話連絡などにより、対象者の安否確認を行うことも可能となるため、高齢者の孤立化など、社会問題の抑止対策としても有効と考えられます。

3. 中間処理に関する課題

- ・廃棄物処理に要するごみ 1t 当たりの中間処理費は、類似団体と比較すると高い結果となっており、ごみ焼却等の中間処理費の削減を図ることが必要です。
- ・将来的な中間処理施設のうち、可燃ごみ処理施設及び可燃ごみ中継施設については、豊川市、新城市、北設楽郡設楽町、同東栄町、同豊根村及び長野県下伊那郡根羽村とともに広域化処理施設を設置する計画であるため、広域施設が供用開始されるまでは、現状を維持する必要があります。
- ・可燃ごみについては、将来的に広域施設での処分となるため、処理費用を削減するためにも可燃ごみの減量化を図る必要があります。
- ・粗大ごみ処理施設、資源ごみ処理施設については、広域化計画の対象施設となっていないことから、引き続き、蒲郡市において処理する必要があります。

4. 最終処分に関する課題

- ・最終処分場については、広域化計画の対象施設になっていないことから、蒲郡市において処分する必要があります。しかし、新たな処分場の用地を確保することは、大変困難であり、施設整備には莫大な費用を要することから、できる限り現有施設の延命化に努める必要があります。
- ・今後も最終処分量を削減し、処分場の更なる延命化を図っていく必要があることから、財政状況や費用対効果、その有効性などを十分に検証したうえで、焼却灰の資源化についても検討していく必要があります。

第8節 人口及びごみ量等の設定

1. 計画条件の設定方法

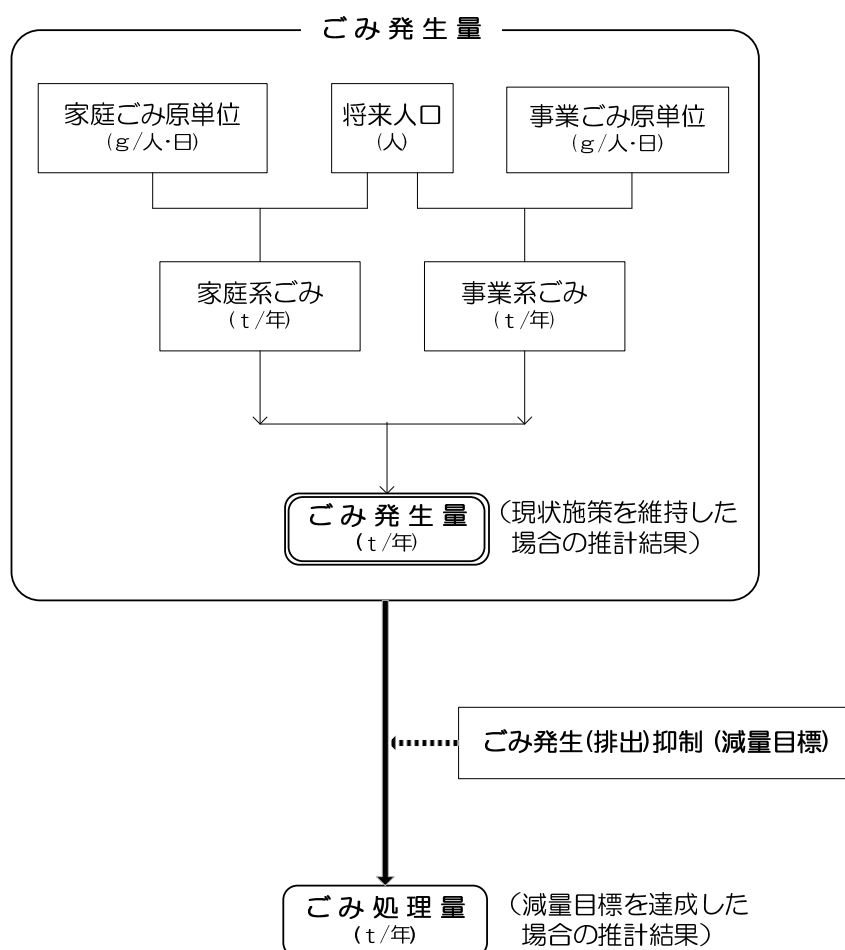
計画条件となる将来人口及びごみ量の設定方法は、以下に示すとおりとします。

まず、将来人口及び現状施策を維持した場合の将来ごみ発生量を推計し、次に、減量目標を設定後、その目標を達成した場合の将来ごみ処理量を推計します。

基本計画の策定に当たり、将来人口及び将来ごみ発生量等の将来予測には、一般的に用いられるトレンド法（時系列解析法）により推計を行うものとします。

なお、トレンド法に用いられる推計式には、いくつかの種類がありますが、今回は、一般的な基本計画で用いられる「ごみ処理施設構造指針解説」（（社）全国都市清掃会議編）に示されている式を採用します。

図 3-8-1 推計の手順



2. 人口の推計

本市における将来人口の予測については、「東三河ごみ焼却施設広域化計画」により予測されている将来人口予測を採用するものとします。

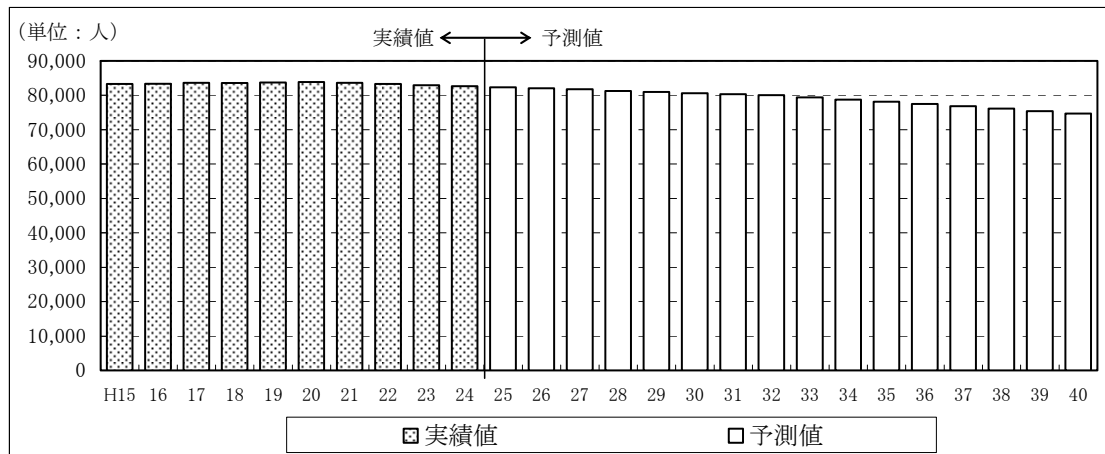
本市の人口実績は減少傾向で推移していることから、将来的にも人口は減少していくものと予想されます。

表3-8-1 将来人口予測結果

年度	人口（人）	年度	人口（人）
H25	82,355	H35	78,125
H26	82,054	H36	77,500
H27	81,753	H37	76,875
H28	81,277	H38	76,155
H29	80,958	H39	75,435
H30	80,639	H40	74,715
H31	80,320	H41	73,995
H32	80,000	H42	73,276
H33	79,375	H43	72,557
H34	78,750		

資料：「東三河ごみ焼却施設広域化計画」より

図3-8-2 将来人口予測結果の推移



3. ごみ発生量の推計

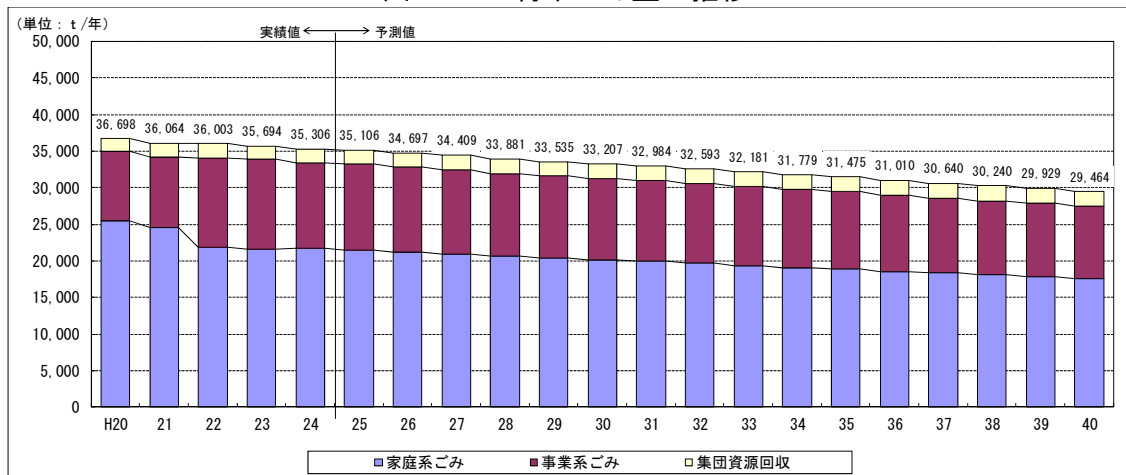
現状のまま推移した場合の将来ごみ発生量は、以下のとおりと予想されます。

平成24年度のごみ発生量である約3万5,306tに比べ、平成30年度で約3万3,207t、平成35年度では約3万1,475t、平成40年度では約2万9,464tとなります

表3-8-2 計画ごみ量の予測結果

区分	単位	実績値		予測値				
		H20	H24	H30	H35	H40		
人口	人	83,849	82,656	80,639	78,125	74,715		
総排出量	t / 年	36,697	35,306	33,207	31,475	29,464		
家庭系	家庭系	t / 年	25,483	21,742	20,114	18,889	17,535	
	可燃ごみ	t / 年	18,844	15,891	14,391	13,608	12,707	
	不燃ごみ	t / 年	837	706	609	552	500	
	資源物	t / 年	4,302	3,913	3,874	3,562	3,250	
	粗大ごみ	t / 年	1,500	1,232	1,240	1,167	1,078	
	事業系	事業系	t / 年	9,458	9,433	9,028	8,519	7,931
		可燃ごみ	t / 年	8,908	9,248	8,728	8,243	7,677
		不燃ごみ	t / 年	209	28	166	149	134
		粗大ごみ	t / 年	341	157	134	127	120
	集団資源回収	t / 年	1,756	1,949	1,945	2,007	2,033	
し尿・下水汚泥	t / 年	0	2,182	2,120	2,060	1,965		
資源化	総資源化量	t / 年	6,175	5,840	5,828	5,589	5,309	
	リサイクル率	t / 年	16.8	16.5	17.6	17.8	18.0	
最終処分	最終処分量	t / 年	3,916	3,439	3,375	3,168	2,938	
	最終処分率	%	10.7	10.4	10.9	10.8	10.7	
減量化指数 (H24を100とする)			104	100	94	89	83	

図3-8-3 将来ごみ量の推移



第9節 減量化・資源化目標

1. 国の目標

(1) 廃棄物処理法に基づく基本的な方針

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、基本方針といいます。）」を定めることとなっています。

同基本方針の目標年度であった平成22年度において、ごみ排出量については、目標を達成しましたが、資源化量及び最終処分量の目標が達成できなかったことから、改めて平成27年度を目標年度とし、廃棄物の減量化の目標等が見直されました。この基本方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは、環境負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示すものとなっています。

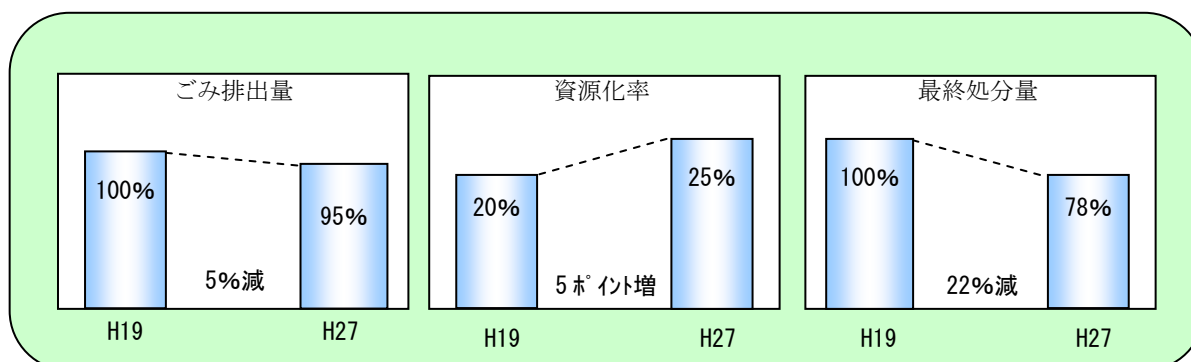
表 3-9-1 国の減量化目標等

区 分	目 標
ごみ排出量	平成19年度に対し、平成27年度において5%削減する
資源化率※	平成27年度において年間排出量の25%とする
最終処分量	平成19年度に対し、平成27年度において22%削減する

※資源化率：リサイクル率

資料：「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」より（平成22年12月改正）

図 3-9-1 国の減量化目標等



(2) 循環型社会形成推進基本計画に基づく目標

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）が制定されたことを受け、平成15年3月に循環型社会形成推進基本計画が策定されました。

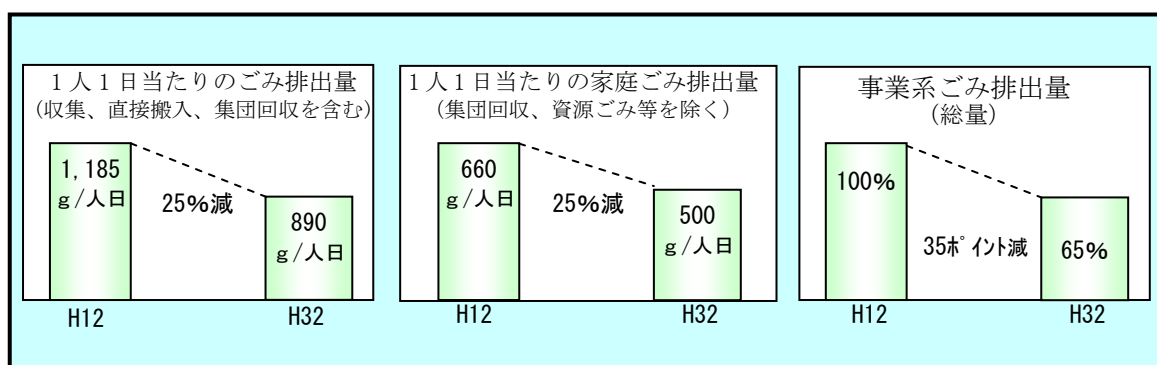
その後、これまでの目標達成の進捗状況や地球温暖化等の環境問題への対応の必要性、社会情勢の変化を踏まえて、平成25年5月に見直しが行われています。

循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項が示されるとともに、循環型社会に向けた具体的な数値目標が設定されています。

図3-9-2 循環型社会形成推進基本計画の減量化・資源化目標

循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標

- ◇ 循環型社会形成のための指標及び数値目標（平成32年度）
 - ・ 1人1日当たりのごみ排出量の約25%を削減する。
 - ・ 家庭から排出する資源回収されるものを除いた1人1日当たりごみの量を約25%削減する。
 - ・ 事業系ごみ排出量（総量）を約35%削減する。



2. 愛知県目標

愛知県では、平成 24 年 3 月に廃棄物の減量化や適正な処理を図るため、一般廃棄物及び産業廃棄物を対象とした「愛知県廃棄物処理計画(平成 24 年度～28 年度)」を策定しています。同計画では、循環型社会の構築を目指し、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3R の推進や、ものづくり県としての先導的な循環ビジネスの促進、適正処理の推進、廃棄物処理施設の整備などに関する基本的な方向を定めています。

愛知県廃棄物処理計画(平成 24 年度～28 年度)において示されている目標値(一般廃棄物)は、以下のとおりです。

表 3-9-2 愛知県廃棄物処理計画における減量化等の目標（一般廃棄物）

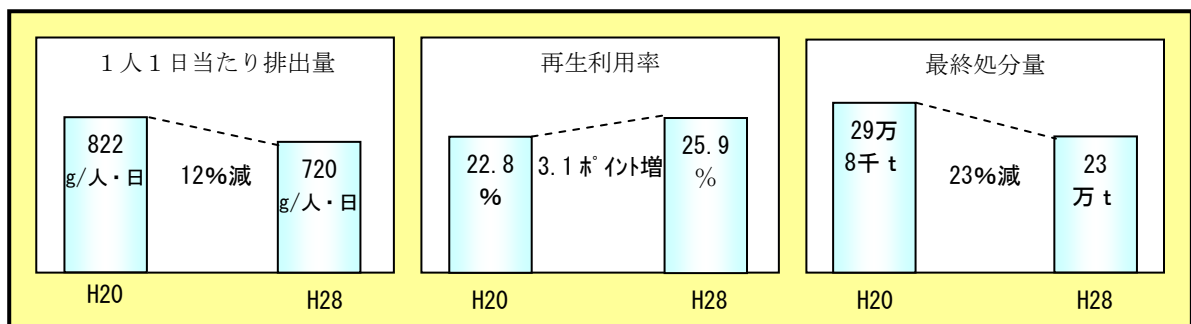
区 分	実 績 (H20)	目 標 値 (H28)
排 出 量	280 万 1 千トン	254 万 1 千トン (9%減)
処理しなければならないごみの一人一日当たりの量	822g/人・日	720g/人日 (12%減)
再 生 利 用 率 ※	22.8%	25.9% (3.1 ポイント増)
最 終 処 分 量	29 万 8 千トン	23 万トン (23%減)

※再生利用率：リサイクル率

目標の（ ）内は平成 20 年度からの増減割合等を示しています。

資料：愛知県「愛知県廃棄物処理計画（平成 24 年度～28 年度）」より

図 3-9-3 愛知県廃棄物処理計画における減量化等の目標



3. 蒲郡市の目標

本市では、将来的にも持続可能なごみの減量化や資源化施策などの新たな施策を推進していくことにより、平成 40 年度までに、1 人 1 日当たり家庭系ごみ排出量を 15%以上削減、1 人 1 日当たり事業系ごみ排出量（し尿等を除く）を 20%以上削減することを目標とします。

また、リサイクル率については、資源ごみの分別収集の徹底、集団回収の促進や、草木等の堆肥化等の新たな取り組みの実施により、25%以上を目指します。

最終処分量については、さらに減少させていく必要があることから、ごみの排出抑制や再生利用を推進することにより、25%以上の削減を目指します。

表 3-9-3 蒲郡市における減量化・資源化等の目標

区 分	実績値 (H24)	目標年度 (H40)
1 人 1 日 当 たり 家 庭 系 ご み 排 出 量	785 g/人・日	667 g/人・日以下 【平成 24 年度に対して 15%以上の削減】
し尿等除く 1 人 1 日 当 たり 事 業 系 ご み 排 出 量 ※	313 g/人・日	250 g/人・日以下 【平成 24 年度に対して 20%以上の削減】
リ サ イ ク ル 率	16.5%	25%以上
最 終 処 分 量	3,439 t/年	平成 24 年度に対して 25%以上の削減

※：し尿等を含んだ事業系 1 人 1 日 当 たり 事 業 系 ご み 排 出 量：H24、385 g/人・日

表 3-9-4 蒲郡市の目標年度（H40）におけるごみ発生量

区 分	単位	現状推計	計画推計
家 庭 系 ご み 排 出 量	t/年	19,568	18,131
事 業 系 ご み 排 出 量 (し 尿 等 除 く)	t/年	7,931	6,743
資 源 化 量	t/年	5,309	6,710
最 終 処 分 量	t/年	2,938	2,668

第10節 排出抑制・資源化の基本フレーム

1. 基本方針

ごみの減量化及び資源化に向けては、市民・事業者・行政の三者が協力して取り組むことが重要となります。市民や事業者は、ともにごみの排出者責任の認識を深め、今まで以上にごみの減量化及び資源化に取り組み、行政は、市民や事業者が取り組みやすい環境を整えていくことが必要となります。

また、廃棄物の発生を抑制し、適切な処理・処分を推進することにより、生活環境を保全するとともに、天然資源の消費を減少し、資源循環型社会へ転換していくことが重要です。

そのため、本市では、「第四次蒲郡市総合計画」に基づき、以下の基本方針を定め、ごみの減量及び再資源化施策を推進していきます。

方針1 ごみの減量や資源の活用による環境負荷の少ない快適な生活環境

将来的にも持続可能な環境負荷の少ない循環型社会を構築し、快適な生活環境を維持していくため、限られた資源を循環させ、効率的に活用していくとともに、再生可能な資源や自然エネルギーなどへの転換を進める必要があります。

方針2 市民・事業者・行政が一体となった環境意識の高いまちづくり

ごみの排出抑制及び資源化を推進していくためには、市民は、環境に配慮したライフスタイルや5R^{*}に取り組み、事業者は、製品の生産から廃棄まで適正なリサイクルや処分について責任を負い、市は、市民・事業者を支援するための施策を実施するなど、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要です。

※ごみになるものの拒否（リフューズ）、ごみの減量（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、修理しながら使い続ける（リペア）、資源の再生利用（リサイクル）の5R行動

図3-10-1 5Rのごみ処理の概要

① Refuse（リフューズ）－不要品を買わない・貰わない

★ごみとなるものを買わない・貰わないようにしましょう。

マイバッグを利用し、レジ袋は貰わないようにしましょう。日用品は、最後まで使い切り、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用しましょう。



② Reduce（リデュース）－発生を抑制する

★ごみの量を減らしましょう。

調理方法を工夫して調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをするだけでもずいぶん減量できます。



③ Reuse（リユース）－再使用する

★繰り返し使しましょう。

返却・再使用できるリターナブル容器入り商品を選びましょう。また、不要になったものは、人に譲ったりするなど、有効に活用しましょう。



④ Repair（リペア）－修理する

★修理して使しましょう。

服をサイズ補正したり、電化製品やおもちゃなどが壊れても修理して長く使しましょう。壊れてしまっても、簡単な修理・補正をすれば、また使えるようになるものもあります。



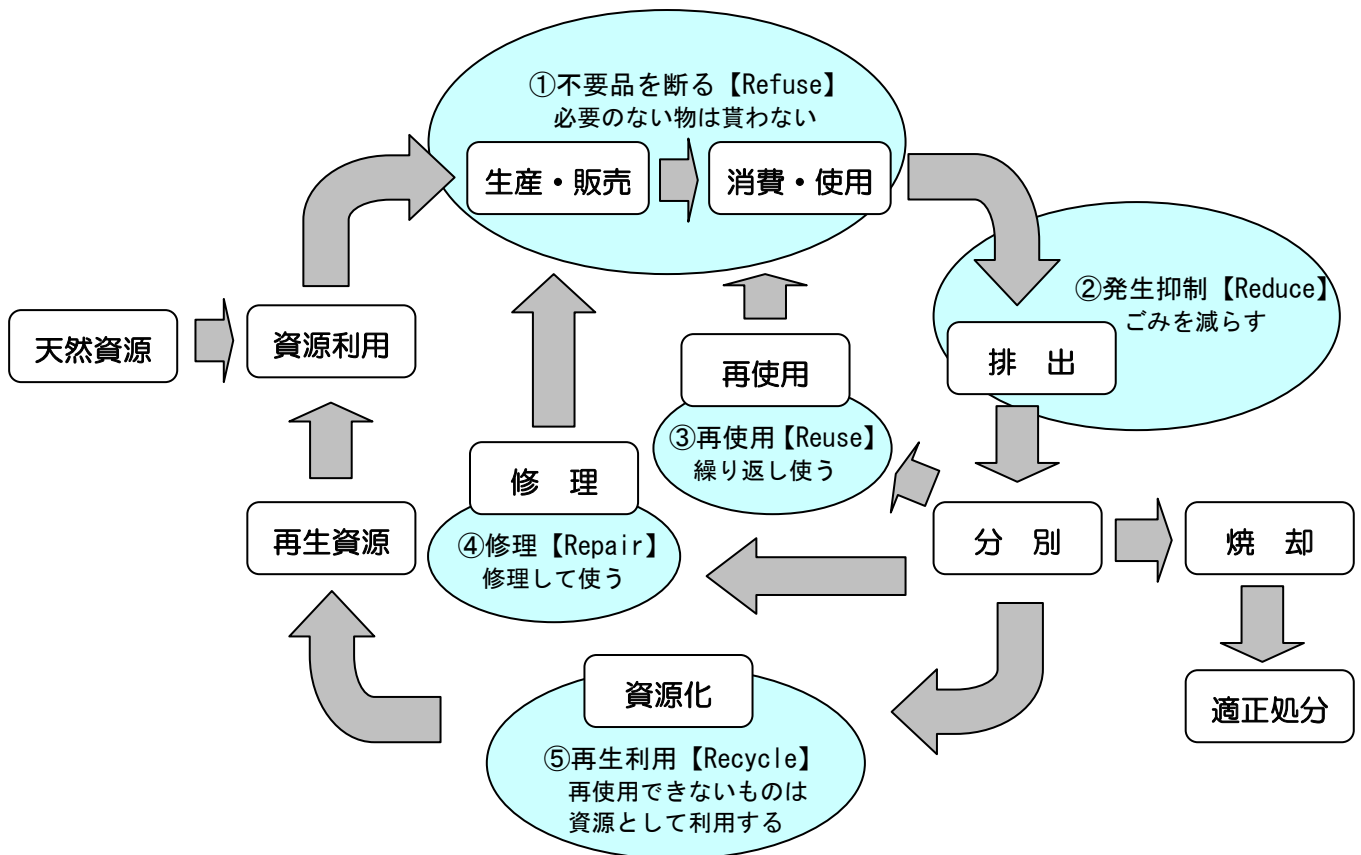
⑤ Recycle（リサイクル）－再生利用する

★再生資源に戻しましょう。

再生できるもの（新聞・雑誌、ダンボール、ペットボトル、空き缶、空きびん、発泡スチロール等）は資源物としてリサイクルしましょう。

その他、集団資源回収などを活用し、資源を大切にしましょう。

図3-10-2 5Rのリサイクルフローの概要



2. 現行の排出抑制・資源化の施策

本市では、廃棄物の排出抑制及び資源化のため、以下のような施策を実施しています。

- (1) 指定袋制度
- (2) 環境教育、普及啓発
- (3) 生ごみ処理機等の購入助成
- (4) マイバック運動、レジ袋対策
- (5) イベントによる資源の有効利用の推進
- (6) 紙類の分別資源化の促進
- (7) プラスチック製容器包装の分別資源化の促進
- (8) ごみ減量化推進のため、資源回収事業を実施する団体への奨励金の交付

第 1 1 節 ごみの排出抑制・資源化

ごみ減量や資源化を進めるためには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、積極的に取り組んでいくことが重要です。

目標達成に向け取り組むべきごみ排出抑制・資源化の施策を以下に示します。

1) 市民における方策

1	資源物の分別収集及び集団回収への協力
---	--------------------

市民は、本市が行っている資源物の分別収集を活用し、資源化を推進します。

また、可燃ごみとして排出されているごみの中には、紙袋や包装紙等の資源化できる資源物が含まれていると考えられるため、ごみの排出時には分別を徹底し、可燃ごみの減量を図ります。

また、集団回収は、ごみの減量化や資源の有効活用だけではなく、ごみ問題への意識高揚を図る機会であるとともに、コミュニティ活動の振興を図ることも期待できるため、市民やPTAが主体となって実施している集団回収に積極的に協力することが重要です。

2	生ごみの減量・資源化（水切り、生ごみ処理機の活用）
---	---------------------------

生ごみ処理機器等を活用して生ごみの堆肥化を行い、家庭菜園等での利用を図ります。市の広報やホームページへ掲載された生ごみ削減の方法や工夫について家庭で実践し、生ごみ処理機等の普及を図り、生ごみの堆肥化などによって可燃ごみの減量化を推進します。

また、やむを得ず生ごみを可燃ごみとして排出する場合でも、水切りを徹底することにより、ごみの減量化を推進します。

3	過剰包装等の自粛
---	----------

可燃ごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の包装用品などのごみが含まれています。市民は、マイバックの使用や過剰包装を断ることにより、こうしたごみの発生を抑制します。

4 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するため、市民は、使い捨て商品の使用抑制と、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルの推進に努めます。

2) 事業者における方策

1 発生源としての排出抑制の取り組み

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任があることを認識し、ごみの発生抑制及び資源化を推進していきます。また、マイバッグの利用者に対して、ポイント制度等を導入するなど、レジ袋の削減を積極的に推進します。

また、事業者は、生ごみの堆肥化及び生産される堆肥の積極的な利用を図ります。

2 過剰包装の抑制

事業者は、過剰包装を抑制し、再使用、再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

また、簡易包装の実施やマイバッグ持参の呼びかけなど、自らがごみの減量化・資源化に積極的に取り組みます。

3 流通包装廃棄物の抑制

交通網の整備と流通機能の発展による商品の流通する範囲の拡大に伴い、梱包材等の輸送廃棄物の増加が問題となっています。そのため、家電製品等の梱包材については、その使用量を極力抑えるような梱包方法の工夫を行うとともに、回収・再生利用する体制を整備することが必要です。

事業者は、包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

4 使い捨て容器の使用抑制及びリターナブル容器への転換

事業者は、使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図るとともに、空き缶やあきびん等の自主回収の促進を図ります。また、使い捨て容器の使用自粛等の協力を得るため、消費者に対する啓発活動を積極的に展開します。

また、使い捨ての紙コップや紙皿、プラスチック製食器を利用している店舗では、使用可能なリユース食器を使用するとともに、環境イベントや地域のお祭りなどの各種イベントにおいてもリユース食器の利用を推進し、普及促進を図ります。

5 店頭回収等の実施

事業者は、食品トレイ、紙パック、廃食油、プリンタートナー、充電式電池などの回収拠点として、店舗や事業所の空きスペースを活用し、市民との協働による活動拠点として利用します。

また、この回収ルートが市民に積極的に活用されるよう、さまざまな媒体による情報提供を行います。

6 事業者間での減量化・資源化にむけての協力

事業者は、ゼロ・エミッションを目指して事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進し、事業所から排出されるごみについて資源回収を促進するため、民間業者による回収や、段ボールの共通回収の検討などを推進します。

特に食品関連事業者には、食品リサイクル法でリサイクルが義務付けられていることから、事業者が協力して食品ロスの削減及び食品残さのリサイクルを促進していくように働きかけます。

7 処理手数料の見直し

廃棄物処理法第3条第1項において、事業活動に伴い排出される事業系ごみについては、事業者自らの責任において適正に処理されなければならないとされていることから、事業系一般廃棄物の排出者責任の明確化を図る減量施策として処理手数料の変

更等が考えられます。

現在、使用料及び手数料は、処理及び維持管理費の一部となっており、その大半が市の一般財源により賄っている状況であることから、事業者は、ごみの減量・リサイクルをより一層推進するとともに、事業系一般廃棄物の処理やリサイクルには、処理費用が必要であることを理解し、その費用を負担することについて協力するものとします。

3) 行政における方策

1 定期的な啓発、教育活動の展開

① 情報提供

市民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報誌、ホームページ、説明会などによって提供します。

○市民により一層の理解と協力を求めるため、広報パンフレット等を作成し、現在のごみ処理状況や廃棄物行政が抱える課題、処理経費、減量化・資源化の結果等がどうなっているかなどの情報を提供することにより、ごみの減量化等に対する意識の向上を図ります。

○本計画に基づく取り組みの検証・評価結果及び改善策を公表します。

○環境省、経済産業省、県及び関係機関が発信する情報を集約整理し、本市ホームページ等により市民に分かりやすく提供します。

○地域市民の参加を促進するため、クリーンキャンペーンなどのイベントや取り組みなどの情報の提供を行います。

○環境のことを考え、環境負荷の少ない買い物等を実践していくため、グリーンコンシューマー*に関する情報提供を推進します。

※グリーンコンシューマーとは、『マイバッグを利用してレジ袋を使わない』『必要なものを選んで購入する』『再生品及び詰め替え品を購入する』『リサイクルしやすいものや、長く使える製品を選択する』など、誰もができるエコ活動を実践している人のことです。

○資源の店頭回収など、民間業者による資源回収活動等の把握に努め、市民にその情報を提供することにより積極的な利用を促進します。

- エコマーク商品、グリーンマーク商品等をホームページ等に掲載し、市民への周知を図ります。
- 転入者、集合住宅の居住者に対しても本市の資源分別のルールを守り、地域の活動に参加するよう情報提供を行うことにより、周知を徹底します。

② 学校における環境学習

日常的に環境学習に取り組むことで「人と環境」の関係について、総合的・科学的な理解を深め、環境に責任と誇りをもって主体的に行動できる児童・生徒の育成を目標とし、小・中学校での環境学習を推進します。

- 環境学習を効果的に行うため、学校環境活動実践集などの教材、副読本等を作成し、ごみの発生抑制、資源化についての意義、必要性について啓発します。
- ごみの発生抑制、再資源化をテーマにした学校環境活動展等へ参加し、実体験を通じた意識啓発を図ります。
- 各学校で行っているペットボトルキャップの回収などへの協力など、身近な取り組みの実践を促進します。

③ 学習機会の創造

環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうため、市民が参加できる学習機会を設けます。

- 職員が地区等の研修会に出向き、啓発活動を実施します。
- 環境イベントにおいて、リサイクルバザー、記念講演会やクリーンキャンペーンなどの様々な啓発や美化活動を実施します。

④ 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

- 自治会との交流により、自治会ごとの活動状況を把握するとともに、収集した情報を整理し、他の自治会へ情報を提供します。
- 自治会等が主体的に開催する研修会、講習会への職員派遣等を通じて活動を支援します。
- 市民が開催するバザー、フリーマーケット等に対して公共施設を活動の場として提供するなどの支援を行います。

⑤ 事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場を提供するなど、活動を支援します。

2 小型家電等、必要に応じたごみの分別品目の見直し

平成25年4月1日より施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づき、小型家電リサイクル事業を実施し、資源の有効活用を図ります。

また、ごみの減量化及び資源化を推進していくためには、資源物の分別の種類を増やすことが考えられます。そのため、将来的な広域施設の稼働を前提とした分別収集品目について検討します。

3 多量排出事業者等に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの発生抑制・リサイクルを推進するため、ごみ搬入時における展開検査の実施やごみの受け入れ基準・処理手数料等の見直しを行います。

また、多量排出事業者への積極的なごみ減量化指導や情報提供などを行い、事業系ごみの減量化を図ります。

加えて、事業系一般廃棄物の減量・資源化等計画書の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視すると共に、必要な助言・指導を行っていきます。

4 グリーン購入の推進

再生品等の供給面の取り組みに加えて、需要面からの取り組みが重要であることから、本市が率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

5 ごみ処理の有料化の実施

ごみ処理有料化の導入によって、市民や事業者がごみの排出時に処理費用を意識することが、ごみに対する意識改革につながり、排出されるごみの減量化が期待できるとともに、排出量に応じた手数料の徴収による市民負担の公平化や、焼却対象ごみ量の削減により、将来のごみ処理広域化施設における建設費用の節減などの効果があると考えられます。

しかし、市民の理解が得られていない手数料の料金水準では、不法投棄や不適正排出を誘発する懸念もあるため、有料化制度を円滑に導入するためにも、市民を対象とした負担額等に関する調査を実施し、その結果を参考として検討する必要があります。

今後、さらなるごみの減量化・再資源化を進める傍ら、市民に対して有料化も含めた取り組みの必要性等の周知を図る中、概ね3年後を目安に有料化の具体的な実施手法について判断します。

また、周辺市町村の料金水準と異なる場合には、ごみの越境排出等により有料化の実施によって期待されるごみの減量効果が損なわれる可能性もあるため、ごみ処理の有料化にあたっては周辺市町村の動向を把握した上で、慎重に実施するものとします。

6 草木類、し尿・下水汚泥などの有機性廃棄物の資源化

草木類の資源化については、可燃ごみとして排出されるごみを資源物として分別することにより、資源化に関する啓発・教育効果が期待できるとともに、資源化の促進や焼却処理施設の負担軽減などの効果があると考えられます。

また、し尿・下水汚泥等についても現在は焼却処理を行っていますが、これを資源化することにより、有効利用を図ることが可能です。

これらの有機性廃棄物を対象とした資源化技術には、堆肥化・メタン化（バイオガス化）・炭化などや、主に生ごみを対象とする飼料化などがあります。

このうち、最も取り組まれているのが堆肥化ですが、処理コストが焼却処理に比べてやや高くなることや、ごみとして搬入される生ごみや草木は品質が安定し難しく、堆肥の質が不安定となること、専用の施設を整備して処理すると季節による搬入量の変動から年間稼働率が低くなってしまふなどの課題もあります。

今後、地域の状況を踏まえ、近隣の民間業者等の活用も含め調査研究し、草木類等の資源化の実施に取り組めます。

第12節 ごみの適正処理

1. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の基本方針

本市は、市民に対してごみの分別排出を徹底するよう周知を図ります。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

(2) 収集・運搬計画

収集・運搬計画は以下に示すとおりです。

- ① ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、効率的で適切な収集体制及び運搬体制を構築することにより、住民サービスの向上を図ります。
- ② 粗大ごみを除く家庭系ごみの収集・運搬は、ステーション収集方式を継続します。
- ③ 容器包装リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定し、計画的に拡大することを検討します。

2. 中間処理計画

現在、本市では、蒲郡市クリーンセンター及びリサイクルプラザにおいて中間処理を行っています。将来的には広域化施設にてごみの焼却処理を実施する計画となっているため、広域化施設が稼働開始するまでは既存施設の延命化により対応するものとします。そのため、既存施設の設備・機器等の維持管理に努め、必要に応じて適切な補修工事等の整備を実施するものとします。

また、リサイクルプラザについても、当面は既存施設にて処理を継続するものとし、設備機器の維持管理及び適切な補修により、延命化を図るものとします。

3. 最終処分計画

最終処分については、新たな最終処分場の確保が困難であると考えられるため、既存施設の延命化を図る必要があります。そのため、ごみの排出抑制や資源化・再生利用、中間処理などによる減量化及び減容化に努め、今後の埋立量などを予測し、計画的に最終処分できるよう努めていきます。

最終処分に際しては、引き続き、一般廃棄物最終処分場において埋立処分を行うものとしませんが、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制

を保持していきます。

第 1 3 節 ごみの処理施設整備

本市のごみ処理施設については、蒲郡市クリーンセンター（ごみ焼却施設）が供用開始後 16 年、リサイクルプラザが供用開始後 13 年を経過しています。

ごみ焼却施設は、東三河ごみ焼却施設広域化計画において、将来的に広域化施設に統合される方針となっているため、適切な維持管理及び延命化に努めるものとし、広域化施設が稼働開始するまでは、基本的に現状の処理体制を維持するものとしします。

また、リサイクルプラザについては、現時点において具体的な広域化計画がないことから、本市におけるごみの処理と資源回収の効果を考慮しながら、効率的な施設整備を検討します。

施設更新までの期間については、中間処理施設及び最終処分施設において、現在と同様に、効率的かつ経済的なごみ処理が実施できるよう施設の維持管理に努めるものとしします。

第 1 4 節 その他ごみ処理に関し必要な事項

1. 不法投棄対策の強化

本市では、ポイ捨て・不法投棄パトロールを実施するとともに、不法投棄されたごみの撤去やポイ捨て・不法投棄防止啓発活動も行っています。

今後もポイ捨てや不法投棄を防止するため、監視カメラの設置や不法投棄防止パトロール、不法投棄防止キャンペーンを実施するとともに、市民一人ひとりの環境保全に対するモラル向上のため、市民や事業者へ不法投棄などの未然防止に向けた普及啓発を行うなど、不法投棄等の防止を図っていきます。

2. 一般廃棄物処分業許可と適正処理困難物への対応

一般廃棄物の処分を事業として行おうとする場合、市長の許可を受ける必要があります。しかし、一般廃棄物は本市に処理責任があることから、原則的に本市が処理できない範囲について限定的な許可を行うものとしします。

また、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、農薬、農機具など、本市の施設では処理が困難なごみについては、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

3. 一般廃棄物収集運搬業の許可

事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するため、事業者自身が廃棄物を処理施設に搬入するか、本市が許可をした一般廃棄物収集運搬業者に依頼する必要があります。

現在、一般廃棄物収集運搬業は充足している状況であり、適正な処理が行われていると考えられることや、今後、事業系ごみ排出量が減少することが予測されていることから、一般廃棄物収集運搬業の許可については、本市の事業所数や必要性を考慮し、実施計画等で方針を定めるものとします。

4. 地球温暖化防止に関する対応

本市では、「地球温暖化対策実行計画」を策定しており、地球温暖化の防止を目標として各種施策を着実に推進しています。

今後も、ごみの処理に伴って発生する温室効果ガスの発生量を監視するとともに、温室効果ガスの排出量削減に努めていきます。